

(2) 手数料等の適正化の推進と透明性の確保

ア 手数料等の適正性及び透明性の確保

特別民間法人等の中には、法令の規定等に基づき、検査等や資格に係る登録、試験など行政の機能を代行・補完する事務・事業を実施し、当該事務・事業の対価として手数料等を徴収しているものがある（図表 I - 1 - 21 参照）。

このような事務・事業が公共的・公益的な性格を有していることに鑑みれば、当該事務・事業の対価として徴収する手数料等について、その額の適正性の確保が求められるとともに、利用者等が適正性を検証できるような情報をインターネットで公表するなど、透明性を確保することが重要となる。

特別民間法人等が徴収する手数料等については、次のような措置が求められている。

- ① 特別民間法人が徴収する手数料等に関しては、特別民間法人指導監督基準により、本来予定されている事務・事業において手数料等を徴収する場合には、
 - i) 手数料等の額が適正なものとなっていること
 - ii) 手数料等の対価の額及び算定根拠がインターネットで公表されていること
 - iii) 手数料等の対価を徴収している事務・事業について、区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その収支状況がインターネットで公表されていることが求められている。

また、法令の規定に基づいて検査、認定、資格付与等の事務・事業を行っている場合には、手数料等の対価の額は、各府省によって決定されていること、法人が当該事務・事業以外に対価を伴う自主事業を行っている場合にも、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じていないことが求められている。

- ② 特別法人が徴収する手数料等に関しては、特別法人指導監督基準により、
 - i) 法律の規定に基づき法人が行っている登録等の事務・事業に係る手数料等は、当該事務・事業を所管する府省によって決定されていること
 - ii) 法人においては、当該事務・事業の収支について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その状況及び手数料等の積算根拠についてホームページに掲載するなど国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段により公表されていることが求められている。

手数料等の算定に当たっては、見込件数や過去の実績に基づいて1件当たりの物件費等を算出している場合が多くみられるが、実際の実施件数や費用等は社会経済情勢により変動があると考えられることから、手数料等の額の適正性を継続的に確保するためには、算定根拠

の積算が実績等に照らして過大となっていないか定期的に見直しを行うことが有益であると考えられる。

他方、見直しを行わない場合には、実際の実施件数が算定時の見込件数を上回ったことなどにより多額の利益が生じ、これらの利益が法人内部に過剰に積み上げられていくことも考えられる。

(7) 手数料等の額に関する国の関与の状況

特別民間法人等が手数料等を徴収して実施している事務・事業について、手数料等の額に関する国の関与の状況をみると、手数料等の額を国が政省令で直接決定している、又は法人の申請を受けて国が認可しているなど国の関与がより強く働いているものが 20 法人 171 件ある（図表Ⅱ－２－５、図表Ⅱ－２－６参照）。

これらについて、手数料等の額に関する国の関与の内容別の状況をみると、国が政令により決定しているものが 6 法人 25 件、国が省令により決定しているものが 3 法人 27 件、法人の申請を受けて国が認可しているものが 14 法人 109 件、法人の申請を受けて国が承認しているものが 5 法人 10 件となっている。

(イ) インターネットでの公表状況

手数料等の額に関し国の関与がより強く働いている事務・事業 20 法人 171 件について、インターネットにおける手数料等の算定根拠及び収支の対応関係の公表状況を調査した結果、次のような状況がみられた（図表Ⅱ－２－５、図表Ⅱ－２－６参照）。

① 手数料等の算定根拠に関するインターネットでの公表状況

手数料等の算定根拠について、平成 25 年 5 月時点の特別民間法人等のホームページにおける公表状況をみると、公表しているものが 14 法人 110 件、公表していないものが 13 法人 61 件である。

公表しているもの 14 法人 110 件について、算定根拠の要素（物件費、人件費等）、要素の内訳（謝金、会場借料、印刷費等）及び積算額の公表内容別の状況をみると、次のとおりとなっている（個別の公表内容については、図表Ⅱ－２－６参照）。

- i) 算定根拠の要素の内訳及び内訳ごとの積算額を公表しているもの 2 法人 6 件
（例：物件費〇円（講師謝金〇円＋会場借料〇円＋印刷費〇円））
- ii) 算定根拠の要素の内訳及び要素ごとの積算額を公表しているもの 1 法人 2 件
（例：事業費〇円（公告費、印刷費、証票費））
- iii) 算定根拠の要素の内訳を公表しているもの 3 法人 12 件
（例：物件費（消耗品費、光熱及び水料））
- iv) 算定根拠の要素ごとの積算額を公表しているもの 3 法人 3 件
（例：人件費〇円＋物件費〇円）

v) 算定根拠の要素を公表しているもの5法人87件

(例：人件費+物件費)

このように、手数料等の算定根拠を公表しているもの14法人110件のうち、5法人87件(79.1%)については算定根拠の要素のみの公表にとどまっている一方、要素の内訳及び内訳ごとの積算額まで明らかにしているものも2法人6件あり、これらの情報については、利用者等が手数料等の額の適正性を検証する上で有益な情報であると考えられる。

(注) 算定根拠の要素ごとの積算額を公表しているもの3法人3件のうち1法人1件は平成25年10月に、算定根拠を公表していないもの13法人61件のうち1法人2件は同年11月に、算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額を公表した。

また、積立金等への積立額を算定根拠に計上しているとしているものが2法人3件みられるものの、その具体的な額や算出方法までは明らかにされていない。

② 収支の対応関係に関するインターネットでの公表状況

手数料等を徴収している事務・事業ごとの収支の対応関係について、平成25年5月時点の特別民間法人等のホームページにおける公表状況をみると、次のとおりとなっている。

- i) 特別会計を設けるなど、財務諸表により事務・事業ごとの収支の対応関係を明らかにして公表しているもの3法人5件
- ii) 財務諸表以外に収支計算書等を作成することにより、事務・事業ごとの収支の対応関係を明らかにして公表しているもの6法人9件
- iii) 事務・事業ごとの収支の対応関係を公表していないもの14法人155件

(注1) 手数料等の設定はあるものの、過去5年間(平成19年度以降)において徴収した実績がないもの1法人2件を除く。

(注2) 事務・事業ごとの収支の対応関係を公表していないもの14法人155件のうち、1法人1件は平成25年10月に、1法人2件は同年11月に、事務・事業ごとの収支の対応関係を公表した。

なお、収支計算書等を作成することにより事務・事業ごとの収支の対応関係を明らかにして公表しているもの6法人9件のうち、1法人4件については、平成21年度における収支の対応関係は公表されているものの、23年度における収支の対応関係は公表されていない。

(ウ) 算定根拠の見直し状況

手数料等の額に関し国の関与がより強く働いている事務・事業20法人171件について、手数料等の額の適正性を確保する観点から、算定根拠の見直し状況を調査した結果、次の

ような状況がみられた（図表Ⅱ－２－５、図表Ⅱ－２－６参照）。

算定根拠の平成 23 年度を起点とした直近の見直し時期（見直しを行ったことがないものについては、手数料等新設の際に算定根拠の積算を確認した時期をいう。①から④において同じ。）は、次のとおりとなっている。

- ① 3 年以内（平成 21 年度から 23 年度まで）に見直しを行ったとしているもの 8 法人 15 件
- ② 4 年以上 5 年以内（平成 19 年度又は 20 年度）に見直しを行ったとしているもの 4 法人 20 件（このうち、見直しの具体的な内容は確認できなかったもの 2 法人 11 件）
- ③ 6 年以上 10 年以内（平成 14 年度から 18 年度まで）に見直しを行ったとしているもの 9 法人 55 件（このうち、見直しの具体的な内容は確認できなかったもの 6 法人 47 件）
- ④ 11 年以上前（平成 13 年度以前）に見直しを行ったとしているもの 10 法人 81 件
（このうち、見直しの具体的な内容は確認できなかったもの 8 法人 76 件）

（注）①の 8 法人 15 件のうち 3 法人 6 件、②の 4 法人 20 件のうち 2 法人 3 件、③の 9 法人 55 件のうち 2 法人 3 件、④の 10 法人 81 件のうち 2 法人 3 件は、平成 24 年度又は 25 年度（11 月まで）に算定根拠の見直しを実施した。

直近の見直しを 3 年以内に行ったとしているもの 8 法人 15 件の中には、地方公共団体が徴収する手数料等の対価の額の標準を規定する政令（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号））が 3 年ごとに見直されることを受け、法人が徴収する手数料等の対価の額についても 3 年ごとに見直すこととしているもの（総務省（危険物保安技術協会））、手数料等の額の算定に係る費用や見込件数を毎年度見直し、見直しの内容が手数料等の額に反映されていることを確認することとしているもの（厚生労働省（社会保険診療報酬支払基金））、前年度の実績を基に算定根拠の積算を見直し、手数料等の額を毎年度認可することとしているもの（経済産業省（日本弁理士会））など、算定根拠の積算を定期的に見直すこととしているものがあった。

一方、直近の見直し時期が 4 年以上前のものの中には、算定根拠の積算を定期的に見直すこととしているものはなく、「記録に残っている限り、見直した実績はない」（法務省（日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会））としているものもあった。

（注）2 法人 4 件は、平成 25 年度（11 月まで）に算定根拠を定期的に見直すための仕組みを整備した。

なお、平成 17 年 12 月に閣議決定された「行政改革の重要方針」により、日本消防検定協会、危険物保安技術協会、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所及び軽自動車検査協会は、「手数料について、今後 5 年間で概ね 10%引き下げる」こととされ、自動車安全運転センターは、「証明業務の手数料について、今後 5 年間で概ね 10%引き下げる」ことと

されている。また、日本小型船舶検査機構は、「手数料について、今後5年間で実質10%引き下げる。(安全性を考慮した小型船舶の定期的検査の期間延長措置(3年を4年に延長)及び手数料の見直しによる受検者の負担軽減)」こととされている。

これを受け、日本電気計器検定所については、当時の利益積立金の状況も踏まえて算定根拠を見直し、平成19年度に「検定」及び「変成器付電気計器検査」に係る手数料等の額を全体として約29%引き下げている。また、自動車安全運転センターについては、平成20年度の実績を踏まえて算定根拠を見直し、22年度に「運転経歴証明業務」及び「交通事故証明業務」に係る手数料等の額を10%引き下げている。

危険物保安技術協会及び高圧ガス保安協会については、平成22年度までにおおむね10%引き下げているが、これは当時の手数料等の額に一律に10%を乗じた額を引き下げたものである。また、日本消防検定協会については、平成20年度に当時の手数料等の額に5%を乗じた額を引き下げ、22年度に受検業者の品質確保水準に応じて3段階に区分した手数料等の額を設定することによりおおむね5%を引き下げること、全体として22年度までにおおむね10%引き下げている。

一方、軽自動車検査協会及び日本小型船舶検査機構については、平成23年度時点において手数料等の額を引き下げていない。これについて、国土交通省は、「軽自動車検査協会については、登録車(普通車)と軽自動車の検査手数料は同額で推移してきたが、平成19年度に登録車の手数料を見直した際、軽自動車の手数料は値上げせずに据え置くこととした。また、日本小型船舶検査機構については、海難の発生状況を踏まえ安全性を考慮した結果、検査の期間延長や検査項目の削減は、海難等の蓋然性が高まるおそれがあるため、従来の検査制度・手数料の見直しは見送った。」としている。

(I) 個別の事例

手数料等の額に関し国の関与がより強く働いている事務・事業20法人171件の中には、上記(ア)から(ウ)のほか、次のような事例もみられた(図表Ⅱ-2-5、図表Ⅱ-2-6参照)。

① 現行手数料等の額の具体的な積算が不明のもの

手数料等の額に関し国の関与がより強く働いているもののうち、日本消防検定協会、高圧ガス保安協会、日本小型船舶検査機構、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会が徴収している手数料等の全部又は一部について、資料廃棄等により算定根拠の具体的な積算を確認することができなかった。

なお、算定根拠の具体的な積算が確認できない理由について、国土交通省は、「日本小型船舶検査機構については、国土交通省文書管理規則に基づき、保存年限の経過により資料を廃棄しているため」であるとしている。

② 試験又は講習の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、手数料等を割り引いていないもの

i) 高圧ガス保安協会

手数料等の額に関し国の関与がより強く働いているもののうち、高圧ガス保安協会が経済産業大臣からの委任を受けて実施している製造保安責任者試験について、当該試験には試験科目の免除制度が設けられており、同協会が行う試験科目免除講習を受講するなどにより、試験の全部又は一部が免除されることとなっている(図表Ⅱ-2-7参照)。

また、同協会が高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づいて実施している試験科目免除講習について、当該講習には講習科目の免除制度が設けられており、特定の資格を有する場合などには講習の一部が免除されることとなっている(図表Ⅱ-2-7参照)。

しかし、図表Ⅱ-2-7に掲げるものについては、試験又は講習の全部又は一部が免除される場合の手数料等が設定されておらず、全科目を受験又は受講する者と同額の手数料等が徴収されており、試験又は講習科目数ごとの実費を勘案したものとなっていない。

ii) 日本弁理士会

手数料等の額に関し国の関与がより強く働いているもののうち、日本弁理士会が経済産業大臣の指定を受けて実施している実務修習について、当該修習には修習課程の免除制度が設けられており、特定の資格を有する場合などには修習課程の一部が免除されることとなっている(図表Ⅱ-2-8参照)。

しかし、修習課程の一部が免除される場合の手数料等は設定されておらず、全課程を修得する者と同額の手数料等が徴収されており、修習課程数ごとの実費を勘案したものとなっていない。

【所見】

したがって、所管府省は、特別民間法人等が徴収する手数料等の額について適正性を確保するとともに、透明性を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 算定根拠の公表に関して、次の措置を講ずること。

i) 算定根拠を公表していないものについては、ホームページを活用することなどにより、算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。

(警察庁(自動車安全運転センター)、金融庁(日本公認会計士協会、日本貸金業協会)、法務省(日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会)、厚生労働省(全国社会保険労務士会

連合会、社会保険診療報酬支払基金)、経済産業省(高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、日本弁理士会)、国土交通省(軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構)【別表1】

ii) 算定根拠を公表しているものであっても、算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額のうち公表していない事項があるものについては、ホームページを活用することなどにより当該事項をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。

(警察庁(自動車安全運転センター)、金融庁(日本公認会計士協会、日本証券業協会)、総務省(日本消防検定協会、危険物保安技術協会)、厚生労働省(全国社会保険労務士会連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金連合会)、経済産業省(高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、日本商工会議所)【別表2】

iii) 積立金等への積立額を算定根拠に計上しているものについては、ホームページを活用することなどにより、その積立額、積立額の算出方法及び算定根拠への計上方法をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。

(厚生労働省(全国社会保険労務士会連合会、社会保険診療報酬支払基金)【別表3】

② 収支の対応関係の明確化に関して、次の措置を講ずること。

i) 事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにしていないものについては、ホームページを活用することなどにより、事務・事業ごとの収支の対応関係をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。

ただし、事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにすることが困難なものについては、法令に基づく事務・事業とそれ以外の事務・事業との区分に留意しつつ、手数料等の算定の区分に応じて収支の対応関係を明らかにするなど、利用者等に対し手数料等の額の適正性を説明する上で合理的な区分を検討し、検討結果を踏まえた区分ごとに収支の対応関係を明らかにしてインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。

(警察庁(自動車安全運転センター)、総務省(日本消防検定協会、危険物保安技術協会、日本行政書士会連合会)、法務省(日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会)、厚生労働省(全国社会保険労務士会連合会、社会保険診療報酬支払基金)、経済産業省(高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、日本弁理士会)、国土交通省(軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構)【別表4】

ii) 事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにして公表しているもののうち、公表内容が最新の情報でないものについては、最新の情報をインターネットで公表するよう、当該法人に対して指導を行うこと。

(経済産業省(日本弁理士会)【別表5】

③ 手数料等の額の適正性確保に関して、次の措置を講ずること。

i) 算定根拠を定期的に見直すこととしていないものについては、手数料等の額が適正な水準となるよう、算定根拠の積算が実績等に照らして過大となっていないか定期的に見直すための仕組みを整備すること。

(警察庁(自動車安全運転センター)、金融庁(日本公認会計士協会、日本証券業協会)、総務省(日本消防検定協会、日本行政書士会連合会)、法務省(日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会)、厚生労働省(全国社会保険労務士会連合会)、農林水産省・経済産業省(日本商品先物取引協会)、経済産業省(高压ガス保安協会、日本電気計器検定所、日本弁理士会、日本商工会議所)、国土交通省(軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構))【別表6】

ii) 5年以内に算定根拠の見直しを行っていないもの及び見直しの具体的な内容が確認できないものについては、実績等に照らして算定根拠の積算が過大となっていないか検証を行い、過大となっている場合には、手数料等の額の引下げについて検討すること。

(警察庁(自動車安全運転センター)、金融庁(日本証券業協会)、総務省(日本消防検定協会)、法務省(日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会)、厚生労働省(全国社会保険労務士会連合会)、経済産業省(高压ガス保安協会、日本電気計器検定所、日本商工会議所)、国土交通省(軽自動車検査協会、日本小型船舶検査機構))【別表7】

④ 上記①から③に加え、次の措置を講ずること。

i) 日本消防検定協会、高压ガス保安協会、日本小型船舶検査機構、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会が手数料等を徴収して実施している事務・事業のうち、現行手数料等の額の具体的な積算が不明となっているものについては、速やかに当該手数料等の額の算定を行い、実績等に照らして算定根拠の積算が過大となっていないか検証し、過大となっている場合には、手数料等の額の引下げについて検討すること。

(総務省(日本消防検定協会)、法務省(日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会)、経済産業省(高压ガス保安協会)、国土交通省(日本小型船舶検査機構))【別表8】

ii) 高压ガス保安協会及び日本弁理士会が手数料等を徴収して実施している事務・事業のうち、試験又は講習の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、手数料等を割り引いていないものについては、手数料等の額の割引を検討すること。

(経済産業省(高压ガス保安協会、日本弁理士会))【別表9】

図表Ⅱ-2-5 手数料等の額に関して国の関与がより強く働いている事務・事業(総括表)

法人名	対象事業数	手数料等の額に関する国の関与				算定根拠の公表状況									収支の対応関係の公表状況		
		政令	省令	認可	承認	公表しているもの					公表していないもの	積立金等への積立額を算定根拠に計上しているもの	財務諸表により公表しているもの	収支計算書等により公表しているもの	事務・事業ごとの収支の対応関係が不明のもの		
						要素の内訳及び内訳ごとの積算額	要素の内訳及び要素ごとの積算額	要素の内訳	要素ごとの積算額	要素のみ							
日本消防検定協会	3	0	0	3	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
危険物保安技術協会	4	0	0	4	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	
高圧ガス保安協会	79	1	0	78	0	78	0	0	0	0	78	1	0	0	0	79	
日本電気計器検定所	11	9	1	1	0	8	0	0	8	0	0	3	0	0	0	11	
軽自動車検査協会	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	10	
日本小型船舶検査機構	29	0	25	1	3	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	29	
日本公認会計士協会	3	0	0	3	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	
日本行政書士会連合会	2	0	0	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
日本司法書士会連合会	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
日本土地家屋調査士会連合会	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
日本税理士会連合会	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	
全国社会保険労務士会連合会	6	2	0	3	1	2	0	2	0	0	0	4	2	0	1	5	
日本弁理士会	5	0	0	4	1	4	4	0	0	0	0	1	0	0	4	1	
日本商工会議所	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	
自動車安全運転センター	4	0	0	0	4	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	4	
社会保険診療報酬支払基金	3	0	0	3	0	1	0	0	0	0	1	2	1	2	0	1	
国民年金基金連合会	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	
日本証券業協会	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	
日本貸金業協会	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	
日本商品先物取引協会	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	
合計 20法人	171	25	27	109	10	110	6	2	12	3	87	61	3	5	9	155	

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 各件数は、原則として法令、定款等の条項単位で数えた。
 3 「算定根拠の公表状況」について、算定根拠の要素ごとの積算額を公表しているもの3法人3件のうち1法人1件は平成25年10月に、算定根拠を公表していないもの13法人61件のうち1法人2件は同年11月に、算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額を公表した。
 4 「収支の対応関係の公表状況」について、過去5年間(平成19年度以降)に手数料等の徴収の実績がないもの1法人2件は除いている。
 5 「収支の対応関係の公表状況」について、収支計算書等により公表しているもの6法人9件のうち1法人4件は、平成21年度の収支状況のみ公表している。
 6 「収支の対応関係の公表状況」について、事務・事業ごとの収支の対応関係を公表していないもの14法人155件のうち、1法人1件は平成25年10月に、1法人2件は同年11月に、事務・事業ごとの収支の対応関係を公表した。
 7 「算定根拠の直近の見直し」について、直近の見直しを、3年以内に行ったとしているもの8法人15件のうち3法人6件、4年以上5年以内に行ったとしているもの4法人20件のうち2法人3件、6年以上10年以内に行ったとしているもの9法人55件のうち2法人3件、11年以上前に行ったとしているもの10法人81件のうち2法人3件は、平成24年度又は25年度(11月まで)に算定根拠の見直しを実施した。
 8 「定期的な見直しの仕組み」について、算定根拠を定期的に見直すこととしていないもの17法人162件のうち2法人4件は、平成25年度(11月まで)に算定根拠を定期的に見直すための仕組みを整備した。
 9 「試験・講習の全部又は一部免除があるが、手数料等の減額がないもの」について、手数料等の減額がないもの3法人4件のうち1法人1件は、一定の場合において手数料等の減額あり。
 10 「試験・講習の全部又は一部免除があるが、手数料等の減額がないもの」について、手数料等の減額がないもの3法人4件のうち1法人1件は、所管府省は「実績を基に検討した結果、事務手続等の増加等により、試験科目免除者にかかる経費が、全科目受験者より多くなっている」としている。

適正性確保の取組																				個別事例					
算定根拠の直近の見直し																			定期的な見直しの仕組み		現行手数料等の額の具体的な積算の把握		試験・講習の全部又は一部免除があるが、手数料等の減額がないもの		
3年以内 (うち具体的な内容が確認できないもの)	見直し結果				4年以上5年以内 (うち具体的な内容が確認できないもの)	見直し結果				6年以上10年以内 (うち具体的な内容が確認できないもの)	見直し結果				11年以上 (うち具体的な内容が確認できないもの)	見直し結果				有	無	有		無	
	引下げ	据置き	引上げ	その他		引下げ	据置き	引上げ	その他		引下げ	据置き	引上げ	その他		引下げ	据置き	引上げ	その他						
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	3 (3)	1	0	1	1	0 (0)	0	0	0	0	0	3	0	3	0	
4 (0)	0	4	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	15 (14)	14	1	0	0	64 (64)	0	0	0	64	0	79	1	78	2	
0 (0)	0	0	0	0	6 (0)	2	4	0	0	1 (0)	0	1	0	0	4 (0)	0	0	4	0	0	11	11	0	0	
0 (0)	0	0	0	0	10 (10)	0	10	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0	10	10	0	0	
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	26 (26)	1	25	0	0	3 (3)	0	0	0	3	0	29	0	29	0	
1 (0)	0	0	1	0	1 (1)	0	0	0	1	1 (1)	0	1	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0	3	3	0	0	
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	2 (2)	0	0	1	1	0 (0)	0	0	0	0	0	2	2	0	0	
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	2 (2)	0	0	0	2	0	2	0	2	0	
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	2 (2)	0	0	1	1	0	2	2	0	0	
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	5 (0)	0	0	1	4	1 (0)	0	0	0	1	0	6	6	0	1	
1 (0)	0	1	0	0	3 (0)	2	0	0	1	0 (0)	0	0	0	0	1 (1)	0	0	0	1	1	4	5	0	1	
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	1 (0)	0	0	0	1	0 (0)	0	0	0	0	0	1	1	0	0	
2 (0)	2	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	1 (1)	0	0	0	1	1 (1)	0	0	1	0	0	4	4	0	0	
3 (0)	1	2	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	3	0	3	0	0	
1 (0)	0	0	1	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	1	0	1	0	0	
0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	1 (1)	0	0	1	0	0	1	1	0	0	
2 (0)	0	0	0	2	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0	2	2	0	0	
1 (0)	1	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0	1	1	0	0	
15 (0)	4	7	2	2	20 (11)	4	14	0	2	55 (47)	16	28	3	8	81 (76)	0	0	7	74	9	162	57	114	4	

図表Ⅱ-2-6 手数料等の額に関して国の関与がより強く働いている事務・事業(詳細版)

法人名	手数料等を徴収している事務・事業	根拠規定	手数料等の額に関する国の関与	インターネットでの公表状況	
				算定根拠	
				分類	公表内容
日本消防検定協会	検定対象機械器具等の型式承認試験	消防法第21条の3第1項	大臣認可	要素の内訳	○人件費 ○試験施設設備 ○光熱水料費 ○材料・消耗品費 ○事務費用等
	検定対象機械器具等の型式適合検定	消防法第21条の8第1項	大臣認可	要素の内訳	○人件費 ○旅費 ○合格証書の印刷費 ○現地工場での検査に要する費用 ○事務費用等
	特殊消防設備等の性能評価	消防法第17条の2第1項	大臣認可	要素の内訳	○人件費 ○試験施設設備 ○光熱水料費 ○材料・消耗品費 ○事務費用等
危険物保安技術協会	特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設計審査	消防法第11条の3第1号	大臣認可	要素のみ	○事務費用 ○現地調査費用 ○一般管理費など
	特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前審査	消防法第11条の3第2号	大臣認可	要素のみ	○事務費用 ○現地調査費用 ○一般管理費など
	特定屋外タンク貯蔵所の定期保安審査	消防法第14条の3第3項	大臣認可	要素のみ	○事務費用 ○現地調査費用 ○一般管理費など
	特定屋外タンク貯蔵所の臨時保安審査	消防法第14条の3第3項	大臣認可	要素のみ	○事務費用 ○現地調査費用 ○一般管理費など
高圧ガス保安協会	保安係員講習	高圧ガス保安法第27条の2第7項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習	高圧ガス保安法第31条第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	業務主任者講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第19条第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	充填作業者講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の5第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	液化石油ガス設備士の講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の9	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	高圧ガス製造保安主任者講習	高圧ガス保安法第27条の3第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	高圧ガス製造保安企画推進員講習	高圧ガス保安法第27条の3第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	高圧ガス移動監視者講習	一般高圧ガス保安規則第49条第17号、第50条第12号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	特定高圧ガス取扱主任者講習	一般高圧ガス保安規則第73条第2号 コンピナート等保安規則第23条第2項第1号ハ	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	液化石油ガス移動監視者講習	液化石油ガス保安規則第48条第14号、第49条第8号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	特定液化石油ガス取扱主任者講習	液化石油ガス保安規則第71条第1項第2号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	業務主任者の代理者講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第25条第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	保安業務員講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第36条第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	調査員講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第36条第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	充填作業者再講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第74条第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第93条第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	完成検査(高圧ガス製造施設等の新設工事)	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	完成検査(高圧ガス製造施設等の特定変更工事)	高圧ガス保安法第20条第3項第1号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	輸入検査	高圧ガス保安法第22条第1項第1号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	保安検査(特定施設)	高圧ガス保安法第35条第1項第1号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
容器検査	高圧ガス保安法第44条第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費	
容器再検査	高圧ガス保安法第49条第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費	

インターネットでの公表状況		適正性確保の取組			現行の手数料等の額の具体的な積算の把握	試験・講習		備考
収支の対応関係		算定根拠の直近の見直し		定期的な見直しの仕組みの有無		科目の全部又は一部免除	手数料等の減額の有無	
分類	公表資料	見直し時期	見直し結果					
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度事業別損益計算書	6年以上10年以内(平成16年度)※	引上げ	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度事業別損益計算書	6年以上10年以内(平成16年度)※	引下げ	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度事業別損益計算書	6年以上10年以内(平成16年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度収入支出決算書	3年以内(平成23年度)	据置き	有	有(3年ごとに見直し)	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度収入支出決算書	3年以内(平成23年度)	据置き	有	有(3年ごとに見直し)	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度収入支出決算書	3年以内(平成23年度)	据置き	有	有(3年ごとに見直し)	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度収入支出決算書	3年以内(平成23年度)	据置き	有	有(3年ごとに見直し)	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	6年以上10年以内(平成17年度)※	引下げ	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	6年以上10年以内(平成17年度)※	引下げ	無	無	一部免除	無(一部有)	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(平成8年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	6年以上10年以内(平成17年度)※	引下げ	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	6年以上10年以内(平成17年度)※	引下げ	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	6年以上10年以内(平成18年度)※	引下げ	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(平成8年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(平成8年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(平成11年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(平成8年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(平成8年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(平成12年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	6年以上10年以内(平成15年度)※	引下げ	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	6年以上10年以内(平成15年度)※	引下げ	無	無	—	—	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業	根拠規定	手数料等の額に関する国の関与	インターネットでの公表状況	
				算定根拠	
				分類	公表内容
	附属品検査	高圧ガス保安法第49条の2第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	附属品再検査	高圧ガス保安法第49条の4第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	試験(登録容器等製造業者)	高圧ガス保安法第49条の23第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	試験(外国登録容器等製造業者)	高圧ガス保安法第49条の31第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更	高圧ガス保安法第54条第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	特定設備検査	高圧ガス保安法第56条の3第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	輸入特定設備検査	高圧ガス保安法第56条の3第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	外国特定設備検査	高圧ガス保安法第56条の3第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	特定設備検査合格証の再交付	高圧ガス保安法第56条の4第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	完成検査(液化石油ガス貯蔵施設等)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項ただし書	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	完成検査(液化石油ガス充填設備)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	保安検査(液化石油ガス充填設備)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項ただし書	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)	冷凍保安規則第7条第1項第6号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)	冷凍保安規則第8条第2号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)	冷凍保安規則第12条	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)	冷凍保安規則第13条	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	機器の冷媒設備に係る容器に関する機械試験と同等以上の試験	冷凍保安規則第64条第1号イ	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	機器の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験	冷凍保安規則第64条第2号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	機器の材料及び構造に関する耐圧試験と同等以上の試験	冷凍保安規則第64条第4号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	認定完成検査実施者の認定の申請に係る調査	高圧ガス保安法第39条の7第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	認定完成検査実施者の認定の更新に係る調査	高圧ガス保安法第39条の8第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	認定保安検査実施者の認定の申請に係る調査	高圧ガス保安法第39条の7第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	認定保安検査実施者の認定の更新に係る調査	高圧ガス保安法第39条の8第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査	高圧ガス保安法第49条の8第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査	高圧ガス保安法第49条の9第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	外国登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査	高圧ガス保安法第49条の31第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	外国登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査	高圧ガス保安法第49条の31第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査	高圧ガス保安法第56条の6の5第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査	高圧ガス保安法第56条の6の6第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	外国登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査	高圧ガス保安法第56条の6の22第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	外国登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査	高圧ガス保安法第56条の6の22第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	特定設備基準適合証の交付(登録特定設備製造業者)	高圧ガス保安法第56条の6の14第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	特定設備基準適合証の再交付(登録特定設備製造業者)	高圧ガス保安法第56条の6の14第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	特定設備基準適合証の交付(外国登録特定設備製造業者)	高圧ガス保安法第56条の6の22第2項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	指定設備の認定	高圧ガス保安法第56条の7第1項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	指定設備認定証の再交付	高圧ガス保安法第56条の8第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費

法人名	手数料等を徴収している事務・事業	根拠規定	手数料等の額に関する国の関与	インターネットでの公表状況	
				算定根拠	
				分類	公表内容
	認定指定設備の移設等に係る調査(高圧ガス製造施設)	一般高圧ガス保安規則第94条の8第1項第2号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	認定指定設備の移設等に係る調査(特定製造事業所)	コンビナート等保安規則第49条の8第1項第2号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	認定指定設備の移設等に係る調査(冷凍設備)	冷凍保安規則第62条第1項第2号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第2項第2号	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	製造保安責任者試験の実施に関する事務(大臣試験)	高圧ガス保安法第31条の2第1項	政令により規定	不明	無し
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習修了証の再交付	業務方法書第8条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	高圧ガス移動監視者講習又は液化石油ガス移動監視者講習修了証の再交付	業務方法書第9条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	特定高圧ガス取扱主任者講習又は特定液化石油ガス取扱主任者講習修了証の再交付	業務方法書第10条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	業務主任者の代理者講習修了証の再交付	業務方法書第13条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習修了証の再交付	業務方法書第15条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	保安業務員講習修了証の再交付	業務方法書第17条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	調査員講習修了証の再交付	業務方法書第18条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	充填作業講習修了証の再交付	業務方法書第19条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習修了証又は筆記試験合格証明書の再交付	業務方法書第57条第6項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	耐圧試験証明書の交付	業務方法書第31条第3項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	耐圧及び気密試験証明書の交付	業務方法書第31条第4項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	機器試験合格証明書の交付	業務方法書第31条第5項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	機器材料試験等合格証明書の交付	業務方法書第31条第6項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	機器耐圧試験等合格証明書の交付	業務方法書第31条第7項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の再交付	業務方法書第31条第8項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の副本の交付	業務方法書第31条第9項	大臣認可	要素のみ	○人件費 ○物件費
日本電気計器検定所	検定	計量法第16条第1項第2号イ	政令により規定	要素の内訳	○人件費 ・給料諸給 ・退職給付費用 ・社会保険料負担金 ○物件費 ・消耗品費 ・光熱及水料 ・その他物件費 ○その他 ・減価償却費 ・借料及損料
	変成器付電気計器検査	計量法第16条第2項	政令により規定	要素の内訳	○人件費 ・給料諸給 ・退職給付費用 ・社会保険料負担金 ○物件費 ・消耗品費 ・光熱及水料 ・その他物件費 ○その他 ・減価償却費 ・借料及損料
	届出製造事業者の指定の申請に係る検査	計量法第91条第2項	政令により規定	要素の内訳	○人件費 ・給料諸給 ・退職給付費用 ・社会保険料負担金 ○物件費 ・消耗品費 ・光熱及水料 ・その他物件費 ○その他 ・減価償却費 ・借料及損料

インターネットでの公表状況		適正性確保の取組			現行の手数料等の額の具体的な積算の把握	試験・講習		備考
収支の対応関係		算定根拠の直近の見直し		定期的な見直しの仕組みの有無		科目の全部又は一部免除	手数料等の減額の有無	
分類	公表資料	見直し時期	見直し結果					
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(平成13年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(平成13年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(平成13年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定2(資格試験)	6年以上10年以内(平成17年度)	据置き	無	有	全部又は一部免除	無	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(平成8年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(平成8年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書特別勘定1(法定講習)	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書一般勘定	11年以上(昭和62年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検定・検査)	4年以上5年以内(平成19年度)	引下げ	無	有	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検定・検査)	4年以上5年以内(平成19年度)	引下げ	無	有	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検定・検査)	11年以上(平成8年度)	引上げ	無	有	—	—	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業	根拠規定	手数料等の額に関する国の関与	インターネットでの公表状況	
				算定根拠	
				分類	公表内容
	製造事業者に係る型式の承認	計量法第76条第1項	政令により規定	要素の内訳	○人件費 ・給料諸給 ・退職給付費用 ・社会保険料負担金 ○物件費 ・消耗品費 ・光熱及水料 ・その他物件費 ○その他 ・減価償却費 ・借料及損料
	製造事業者に係る型式承認の更新	計量法第83条第1項	政令により規定	不明	無し
	輸入事業者に係る型式の承認	計量法第81条第1項	政令により規定	要素の内訳	○人件費 ・給料諸給 ・退職給付費用 ・社会保険料負担金 ○物件費 ・消耗品費 ・光熱及水料 ・その他物件費 ○その他 ・減価償却費 ・借料及損料
	輸入事業者に係る型式承認の更新	計量法第83条第1項	政令により規定	不明	無し
	外国製造事業者に係る型式の承認	計量法第89条第1項	政令により規定	要素の内訳	○人件費 ・給料諸給 ・退職給付費用 ・社会保険料負担金 ○物件費 ・消耗品費 ・光熱及水料 ・その他物件費 ○その他 ・減価償却費 ・借料及損料
	外国製造事業者に係る型式承認の更新	計量法第83条第1項	政令により規定	不明	無し
	基準器検査	計量法第102条第1項	省令により規定	要素の内訳	○人件費 ・給料諸給 ・退職給付費用 ・社会保険料負担金 ○物件費 ・消耗品費 ・光熱及水料 ・その他物件費 ○その他 ・減価償却費 ・借料及損料
	特定標準器による校正等	計量法第135条第1項	大臣認可	要素の内訳	○人件費 ・給料諸給 ・退職給付費用 ・社会保険料負担金 ○物件費 ・消耗品費 ・光熱及水料 ・その他物件費 ○その他 ・減価償却費 ・借料及損料
	軽自動車検査協会	新規検査	道路運送車両法第59条第1項	政令により規定	不明
継続検査		道路運送車両法第62条第1項	政令により規定	不明	無し
構造等変更検査		道路運送車両法第67条第3項	政令により規定	不明	無し
自動車検査証返納証明書の交付		道路運送車両法第69条第4項	政令により規定	不明	無し
輸出予定届出証明書の交付		道路運送車両法第69条の2第4項	政令により規定	不明	無し
自動車検査証若しくは検査標準又は臨時検査合格標準の再交付		道路運送車両法第70条	政令により規定	不明	無し
予備検査		道路運送車両法第71条第1項	政令により規定	不明	無し
自動車予備検査証の再交付		道路運送車両法第71条第9項	政令により規定	不明	無し
限定自動車検査証の再交付		道路運送車両法第71条の2第7項	政令により規定	不明	無し
軽自動車検査ファイル記録事項証明書の交付		道路運送車両法72条の3	政令により規定	不明	無し

インターネットでの公表状況		適正性確保の取組				現行の手数料等の 額の具体的な 積算の把握	試験・講習 科目の全部又は 一部免除	手数料等の減額 の有無	備考
収支の対応関係		算定根拠の直近の見直し		定期的な見直し の仕組みの有無					
分類	公表資料	見直し時期	見直し結果						
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検 定・検査)	4年以上5年以内(平成19年度)	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検 定・検査)	11年以上(平成11年度)	引上げ	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検 定・検査)	4年以上5年以内(平成19年度)	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検 定・検査)	11年以上(平成11年度)	引上げ	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検 定・検査)	4年以上5年以内(平成19年度)	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検 定・検査)	11年以上(平成11年度)	引上げ	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(検 定・検査)	4年以上5年以内(平成19年度)	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度区分別損益計算書(校 正試験)	6年以上10年以内(平成17年度)	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度収入支出決算書	4年以上5年以内(平成19年度)※	据置き	無	有	—	—		

法人名	手数料等を徴収している事務・事業	根拠規定	手数料等の額に関する国の関与	インターネットでの公表状況	
				算定根拠	
				分類	公表内容
日本小型船舶検査機構	定期検査	船舶安全法第5条第1項第1号	省令により規定	不明	無し
	中間検査	船舶安全法第5条第1項第2号	省令により規定	不明	無し
	臨時検査	船舶安全法第5条第1項第3号	省令により規定	不明	無し
	臨時航行検査	船舶安全法第5条第1項第4号	省令により規定	不明	無し
	製造検査	船舶安全法第6条第2項	省令により規定	不明	無し
	予備検査	船舶安全法第6条第3項	省令により規定	不明	無し
	船舶検査証書の書換え	船舶安全法施行規則第38条第1項	省令により規定	不明	無し
	船舶検査証書又は臨時変更証の再交付	船舶安全法施行規則第39条第1項	省令により規定	不明	無し
	船舶検査済票の再交付	船舶安全法施行規則第42条第2項	省令により規定	不明	無し
	臨時航行許可証の再交付	船舶安全法施行規則第43条第2項	省令により規定	不明	無し
	予備検査合格証明書の交付	船舶安全法施行規則第45条第4項	省令により規定	不明	無し
	製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書の再交付	船舶安全法施行規則第45条第5項	省令により規定	不明	無し
	船舶検査手帳の再交付	船舶安全法施行規則第46条第7項	省令により規定	不明	無し
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る船舶検査証書及び船舶検査済票の交付	船舶安全法施行規則第34条第1項	省令により規定	不明	無し
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る臨時航行許可証の交付	船舶安全法施行規則第43条の2第1項	省令により規定	不明	無し
	準備検査	船舶安全法施行規則第65条の6第2項	省令により規定	不明	無し
	検定	船舶安全法第6条の4第1項	大臣認可	不明	無し
	原動機に係る放出量確認	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の10第1項	省令により規定	不明	無し
	放出量確認に相当する確認	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の7第2項	省令により規定	不明	無し
	国際大気汚染防止原動機証書の再交付	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の13第1項	省令により規定	不明	無し
	国際大気汚染防止原動機証書の書換え	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第1条の14第1項	省令により規定	不明	無し
	新規登録	小型船舶の登録等に関する法律第6条第2項	省令により規定	不明	無し
	変更登録	小型船舶の登録等に関する法律第9条第2項	省令により規定	不明	無し
	移転登録	小型船舶の登録等に関する法律第10条第2項	省令により規定	不明	無し
	抹消登録	小型船舶の登録等に関する法律第12条第3項	省令により規定	不明	無し
	登録事項証明書等の交付	小型船舶の登録等に関する法律第14条	省令により規定	不明	無し
	標準適合検査事務	業務方法書第23条第1項第1号	局長承認	不明	無し
	船舶番号用県名ステッカー提供事務	業務方法書第23条第1項第2号	局長承認	不明	無し
船舶情報提供事務	業務方法書第23条第1項第3号	局長承認	不明	無し	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業	根拠規定	手数料等の額に関する国の関与	インターネットでの公表状況	
				算定根拠	
				分類	公表内容
日本公認会計士協会	実務補習修了考査	実務補習規則第3条第1項第4号 実務補習規則第3条第1項第4号に規定する公認会計士団体の指定(金融庁告示第99号)	大臣認可	要素ごとの積算額	○人件費:3,242円 ○物件費:24,758円
	特定社員の登録に関する事務	公認会計士法第34条の10の11第2項	大臣認可	不明	無し
	会計士補の登録に関する事務	公認会計士法附則(平成15年法律第67号)第2条	大臣認可	不明	無し
日本行政書士会連合会	行政書士の登録に関する事務	行政書士法第6条第3項	大臣認可	要素の内訳及び内訳ごとの積算額	(例:新規登録) ○人件費:21,827円 ・所要時間5.53時間 (説明・受付(単体会)0.67時間、 審査(単体会)1.33時間、 その他連絡事務等(単体会)0.58時間、 受付・点検・入力等(日行連)1.00時間、 審査(日行連)0.50時間、 その他連絡事務等(日行連)1.45時間) ・時間単価:3,947円 (都道府県の職員給与と統一単価) ○物件費:1,900円 ・交付物 ・郵送料等
	行政書士法人の届出に関する事務	行政書士法第13条の10第2項	大臣認可	要素の内訳及び内訳ごとの積算額	(例:成立の届出) ○人件費:18,432円 ・所要時間4.67時間 (説明・受付(単体会)1.33時間、 連絡事務等(単体会)0.92時間、 受付・点検等(日行連)1.00時間、 照会・連絡等(日行連)1.42時間) ・時間単価:3,947円 (都道府県の職員給与と統一単価) ○物件費:880円 ・交付物 ・郵送料等
日本司法書士会連合会	司法書士の登録に関する事務	司法書士法第8条第2項	大臣認可	不明 (新規登録手数料のみ、要素の内訳及び要素ごとの積算額を公表)	(新規登録) ○人件費:16,730円 ○物件費:3,612円 ・機材の償却費 ・コピー費 ・通信費等 ○公告費等:18,191円 ・官報公告 ・登録事務費用等 ○補填額:-13,534円
	司法書士法人の届出に関する事務	司法書士法第34条	大臣認可	不明	無し
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士の登録に関する事務	土地家屋調査士法第8条第2項	大臣認可	不明 (新規登録手数料のみ、要素の内訳及び要素ごとの積算額を公表)	(新規登録) ○人件費:18,977円 ○物件費:3,289円 ・機材の償却費 ・コピー費 ・通信費等 ○公告費等:9,559円 ・官報公告 ・事務交付金 ・登録申請書用紙の印刷 ・登録審査会費等 ○補填額:-6,825円
	土地家屋調査士法人の届出に関する事務	土地家屋調査士法第33条	大臣認可	不明	無し
日本税理士会連合会	税理士の登録に関する事務	税理士法第19条第2項	大臣認可	不明 (新規登録手数料のみ、要素ごとの積算額を公表)	(新規登録) ○人件費:9,550円 ○調査・審査費:22,740円 ○事務費:11,020円 ○その他:9,390円
	税理士法人の届出に関する事務	税理士法第48条の10第1項	大臣認可	不明	無し

インターネットでの公表状況		適正性確保の取組			現行の手数料等の額の具体的な積算の把握	試験・講習		備考
収支の対応関係		算定根拠の直近の見直し		定期的な見直しの仕組みの有無		科目の全部又は一部免除	手数料等の減額の有無	
分類	公表資料	見直し時期	見直し結果					
収支計算書等により公表	平成23年度の受験手数料の収支状況	3年以内(平成21年度)	引上げ	無	有	無	—	
(過去5年間徴収実績なし)	(過去5年間徴収実績なし)	4年以上5年以内(平成19年度)※	新設	無	有	—	—	・平成25年度(11月まで)に算定根拠の見直しを実施 ・会則第10条第1項第2号で手数料額は1万円と定められているが、協会への入会と登録が同時の場合は手数料を徴収しない(平成19年度以降徴収の実績無し)。
(過去5年間徴収実績なし)	(過去5年間徴収実績なし)	6年以上10年以内(平成18年度)※	据置き(経過措置として維持)	無	有	—	—	・平成25年度(11月まで)に算定根拠の見直しを実施 ・会則第16条第1項第1号で手数料額は1万円と定められているが、協会への入会と登録が同時の場合は手数料を徴収しない(平成18年度以降徴収の実績無し)。
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度登録手数料に係る収支計算書	6年以上10年以内(平成15年度)※	引上げ	無	有	—	—	・平成24年度に算定根拠の見直しを実施
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度登録手数料に係る収支計算書	6年以上10年以内(平成16年度)※	新設	無	有	—	—	・平成24年度に算定根拠の見直しを実施
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計収支計算書の要旨	11年以上(昭和59年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計収支計算書の要旨	11年以上(平成13年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計収支決算書(要旨)	11年以上(昭和59年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計収支決算書(要旨)	11年以上(平成13年度)※	新設	無	無	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明 (平成22年度の新規登録に係る収支の対応関係のみ公表)	平成23年度正味財産増減計算書(新規登録に係る収支の対応関係のみ、平成22年度における登録手数料の収支状況として公表)	11年以上(昭和55年度)※ (新規登録のみ、平成23年度に見直し)	引上げ	無	有	—	—	・平成25年11月に算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額をインターネットで公表 ・平成25年11月に事務・事業ごとの収支の対応関係をインターネットで公表 ・平成25年度(11月まで)に算定根拠の見直しを実施 ・平成25年度(11月まで)に算定根拠を定期的に見直すための仕組みを整備(毎年度見直し)
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度正味財産増減計算書	11年以上(平成13年度)※	新設	無	有	—	—	・平成25年11月に算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額をインターネットで公表 ・平成25年11月に事務・事業ごとの収支の対応関係をインターネットで公表 ・平成25年度(11月まで)に算定根拠の見直しを実施 ・平成25年度(11月まで)に算定根拠を定期的に見直すための仕組みを整備(毎年度見直し)

法人名	手数料等を徴収している事務・事業	根拠規定	手数料等の額に関する国の関与	インターネットでの公表状況	
				算定根拠	
				分類	公表内容
全国社会保険労務士会連合会	特別研修	社会保険労務士法第13条の3 社会保険労務士法施行規則第9条の3	大臣承認	要素の内訳及び要素ごとの積算額	○実施費:約68,000円 ・会場費 ・講師謝金 ・教材作成費 ○運営費:約12,000円 ○その他:約5,000円
	社会保険労務士の登録に関する事務	社会保険労務士法第14条の3第2項	大臣認可	不明 (新規登録手数料のみ、要素の内訳及び要素ごとの積算額を公表)	(新規登録) ○事業費:約18,000円 ・公告費 ・印刷費 ・証票費等 ○人件費:約9,000円 ○管理費:約3,000円
	社会保険労務士法人の登録に関する事務	社会保険労務士法第25条の13第1項	大臣認可	不明	無し
	紛争解決手続代理業務の付記に関する事務	社会保険労務士法第14条の11の3第1項	大臣認可	要素の内訳及び要素ごとの積算額	○事業費:約3,350円 ・公告費 ・印刷費 ・証票費等 ○人件費:約900円 ○管理費:約750円
	社会保険労務士試験	社会保険労務士法第10条の2第1項	政令により規定	不明 (積立金等への積立額を算定根拠に計上)	無し
	紛争解決手続代理業務試験	社会保険労務士法第13条の4	政令により規定	不明 (積立金等への積立額を算定根拠に計上)	無し
日本弁理士会	弁理士の登録に関する事務	弁理士法第17条第2項	大臣認可	要素の内訳及び内訳ごとの積算額	○登録 ・人件費:10,012円 ・登録データ管理費:5,922円 ・交付物費用・印刷代:17,021円 ・公告・通信費等:1,848円 ○登録変更 ・人件費:5,688円 ○登録抹消 ・人件費:4,491円 ・登録データ管理費:1,952円 ・公告・通信費等:1,530円
	特定侵害訴訟代理業務の付記に関する事務	弁理士法第27条の3第1項	大臣認可	要素の内訳及び内訳ごとの積算額	○人件費:1,674円 ○登録データ管理費:951円 ○付記証書印刷・筆耕・郵送費等:3,361円 ○官報掲載料:918円
	特許業務法人の届出に関する事務	会則第27条	大臣認可	不明	無し
	特定侵害訴訟代理業務研修	弁理士法第15条の2 弁理士法施行規則第13条	大臣承認	要素の内訳及び内訳ごとの積算額	○人件費:40,723円 ○講師謝金・旅費:113,007円 ○会場設営費:2,090円 ○テキスト等印刷費:8,700円 ○通信費:1,776円 ○講師間会議等費:23,686円 ○業務外注費:10,018円
	実務修習	弁理士法第16条の3第1項	大臣認可	要素の内訳及び内訳ごとの積算額	○人件費:7,032円 ○事務費その他の経費:107,682円 ・e-ラーニングシステム経費:5,791円 ・コンテンツ作成費:5,714円 ・講師謝金:46,357円 ・講師旅費(宿泊料含む):4,737円 ・会場借料・備品費:15,496円 ・通信・運搬費:1,940円 ・印刷費等:12,720円 ・業務外注費:13,816円 ・雑費:1,109円 ○旅費:2,890円 ○日当:59円 ○宿泊料:519円
日本商工会議所	特定原産地証明書の発給に関する事務	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第9条第1項	大臣認可	要素の内訳	○人件費 ○一般事務費 ○発給システム費 ○用紙代等

インターネットでの公表状況		適正性確保の取組			現行の手数料等の額の具体的な積算の把握	試験・講習		備考
収支の対応関係		算定根拠の直近の見直し		定期的な見直しの仕組みの有無		科目の全部又は一部免除	手数料等の減額の有無	
分類	公表資料	見直し時期	見直し結果					
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計収支計算書	6年以上10年以内(平成17年度)	新設	無	有	一部免除	有	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計収支計算書	6年以上10年以内(平成17年度)	引上げ	無	有	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計収支計算書	6年以上10年以内(平成15年度)	新設	無	有	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計収支計算書	6年以上10年以内(平成17年度)	新設	無	有	—	—	
収支計算書等により公表	平成23年度社会保険労務士試験特別会計収支計算書	11年以上(平成12年度)	新設	無	有	一部免除	無	・試験科目が免除される場合の手数料等について、厚生労働省は、「実績を基に検討した結果、事務手数料等の増加等により、試験科目免除者にかかる経費が、全科目受験者より多くなっている」としている。
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	無し	6年以上10年以内(平成17年度)	新設	無	有	無	—	・平成25年10月に事務・事業ごとの収支の対応関係をインターネットで公表
収支計算書等により公表 (平成21年度の収支状況)	平成21年度弁理士登録収支状況	4年以上5年以内(平成20年度)	引下げ	無	有	—	—	・平成24年度に算定根拠の見直しを実施
収支計算書等により公表 (平成21年度の収支状況)	平成21年度特定侵害訴訟代理業務の付記収支状況	4年以上5年以内(平成20年度)	引下げ	無	有	—	—	・平成24年度に算定根拠の見直しを実施
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23年度一般会計予算決算対照収支計算書	11年以上(平成12年度)※	新設	無	有	—	—	・平成25年度(11月まで)に算定根拠の見直しを実施
収支計算書等により公表 (平成21年度の収支状況)	平成21年度特定侵害訴訟代理業務研修収支状況	3年以内(平成23年度)	据置き	有 (毎年度見直し)	有	無	—	・平成24年度に算定根拠の見直しを実施
収支計算書等により公表 (平成21年度の収支状況)	平成21年度実務修習収支状況	4年以上5年以内(平成20年度)	新設	無	有	一部免除	無	
収支計算書等により公表	平成23年度特定原産地証明書発給事業の収支状況	6年以上10年以内(平成18年度)	新設	無	有	—	—	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業	根拠規定	手数料等の額に関する国の関与	インターネットでの公表状況	
				算定根拠	
				分類	公表内容
自動車安全運転センター	安全運転研修業務	自動車安全運転センター法第29条第1項第1号	国家公安委員会承認	要素のみ	○人件費 ○物件費 ・直接物件費 ・間接物件費
	少年交通安全研修業務	自動車安全運転センター法第29条第1項第2号	国家公安委員会承認	不明	無し
	運転経歴証明業務	自動車安全運転センター法第29条第1項第4号	国家公安委員会承認	要素のみ	○人件費 ○物件費 ・直接物件費 ・間接物件費
	交通事故証明業務	自動車安全運転センター法第29条第1項第5号	国家公安委員会承認	要素のみ	○人件費 ○物件費 ・直接物件費 ・間接物件費
社会保険診療報酬支払基金	療養の給付等に係る審査・支払業務	社会保険診療報酬支払基金法第15条第1項、第2項、第3項	大臣認可	要素のみ (積立金等への積立額を算定根拠に計上)	○業務運営に要する費用/見込み件数
	特定健康診査等決済代行業務	高齢者の医療の確保に関する法律第139条第2項	大臣認可	不明	無し
	被扶養者情報通知経由事業	高齢者の医療の確保に関する法律第139条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第116条第2項	大臣認可	不明	無し
国民年金基金連合会	確定拠出年金個人型年金管理運営事業	確定拠出年金法第2条第3項	大臣承認	要素のみ	○事務費
日本証券業協会	外務員の登録に関する事務	金融商品取引法第64条の7第1項、第2項	省令により規定	要素ごとの積算額	○人件費:970円 ○物件費:52円
日本貸金業協会	貸金業務取扱主任者資格試験	貸金業法第24条の8第1項	政令により規定	不明	無し
	貸金業務取扱主任者の登録に関する事務	貸金業法第24条の33第1項	政令により規定	不明	無し
日本商品先物取引協会	外務員の登録に関する事務	商品先物取引法第206条第1項	政令により規定	要素ごとの積算額	○人件費:735,658円 ○物件費:66,777円 ○電算費等:244,267円

(注) 1 当省の調査結果による。

2 手数料等を徴収している事務・事業のうち、当該事務・事業の実施に当たり国の関与があるものについて、原則として法令、定款等の条項単位で記載した。

3 「見直し時期」欄は、手数料等の算定根拠を見直した時期（見直しを行ったことがないものについては、手数料等新設の際に算定根拠の積算を確認した時期）を記載した。ただし、今回の調査の中で、所管府省は見直しを行ったとしているが、見直しの具体的な内容は確認できなかったものについては、「※」を付した。

インターネットでの公表状況		適正性確保の取組			現行の手数料等の額の具体的な積算の把握	試験・講習		備考
収支の対応関係		算定根拠の直近の見直し		定期的な見直しの仕組みの有無		科目の全部又は一部免除	手数料等の減額の有無	
分類	公表資料	見直し時期	見直し結果					
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度損益計算書(内訳:研修業務)	11年以上(平成9年度)※ (一部の研修のみ、平成23年度に見直し)	引上げ	無	有	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度損益計算書(内訳:研修業務)	6年以上10年以内(平成15年度)※	不明	無	有	無	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度損益計算書(内訳:証明業務等)	3年以内(平成21年度)	引下げ	無	有	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度損益計算書(内訳:証明業務等)	3年以内(平成21年度)	引下げ	無	有	—	—	
事務・事業ごとの収支の対応関係不明	平成23事業年度一般会計事務費勘定損益計算書	3年以内(平成23年度)	引下げ	有 (毎年度見直し)	有	—	—	・平成24年度に算定根拠の見直しを実施 ・算定根拠の公表について、厚生労働省は、「収支予算書等を公表することにより明らかにしている」としている。
財務諸表により公表	平成23事業年度認可事業特別会計特定健診等決済代行事業費勘定損益計算書	3年以内(平成23年度)	据置き	有 (毎年度見直し)	有	—	—	・平成24年度に算定根拠の見直しを実施 ・算定根拠の公表について、厚生労働省は、「収支予算書を公表することにより明らかにしている」としている。
財務諸表により公表	平成23事業年度認可事業特別会計被扶養者情報通知経由事業費勘定損益計算書	3年以内(平成23年度)	据置き	有 (毎年度見直し)	有	—	—	・平成24年度に算定根拠の見直しを実施 ・算定根拠の公表について、厚生労働省は、「収支予算書を公表することにより明らかにしている」としている。
財務諸表により公表	平成23年度確定拠出年金事業経理事業会計損益計算書	3年以内(平成23年度)	引上げ	有 (5年ごとに見直し)	有	—	—	
収支計算書等により公表	平成23年度資格管理事業統合特別会計収支計算書(参考)事業活動支出の内訳	11年以上(昭和50年度)※	引上げ	無	有	—	—	
財務諸表により公表	平成23年度正味財産増減計算書内訳表資格試験特別会計	3年以内(平成21年度)	新設	無	有	無	—	・平成25年度(11月まで)に算定根拠の見直しを実施 ・平成25年度(11月まで)に算定根拠を定期的に見直すための仕組みを整備(毎年度見直し)
財務諸表により公表	平成23年度正味財産増減計算書内訳表主任者登録特別会計	3年以内(平成21年度)	新設	無	有	—	—	・平成25年度(11月まで)に算定根拠の見直しを実施 ・平成25年度(11月まで)に算定根拠を定期的に見直すための仕組みを整備(毎年度見直し)
収支計算書等により公表	外務員登録に係る収支状況(平成23年度)	3年以内(平成22年度)	引下げ	無	有	—	—	・平成25年10月に算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額をインターネットで公表

図表Ⅱ－２－７ 高圧ガス保安協会が実施する免除の仕組みがあるものの手数料等の割引がない試験・講習

(製造保安責任者試験の免除)

種類	試験科目	免除要件	免除科目
甲種化学	① 高圧ガス保安法に係る法令 ② 高圧ガスの製造（冷凍のための製造を除く。以下、この項及び甲種機械の項において同じ。）に必要な化学に関する高度の保安管理技術 ③ 高圧ガスの製造に必要な高度の応用化学	甲種化学講習 修了	②、③
		甲種機械試験 合格	①
甲種機械	① 高圧ガス保安法に係る法令 ② 高圧ガスの製造に必要な機械に関する高度の保安管理技術 ③ 高圧ガスの製造に必要な高度の機械工学	甲種機械講習 修了	②、③
		甲種化学試験 合格	①
第一種 冷凍機械	① 高圧ガス保安法に係る法令 ② 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な高度の保安管理技術 ③ 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常の高圧ガス及び機械工学	第一種 冷凍機械講習 修了	②、③

(注) 当省の調査結果による。

(試験科目免除講習の免除)

種類	試験科目	免除要件	免除科目
甲種化学	① 高圧ガス保安法に係る法令 ② 高圧ガスの製造（冷凍のための製造を除く。以下同じ。）に必要な化学に関する高度の保安管理技術 ③ 高圧ガスの製造に必要な高度の応用化学	甲種機械試験 合格	①
甲種機械	① 高圧ガス保安法に係る法令 ② 高圧ガスの製造に必要な機械に関する高度の保安管理技術 ③ 高圧ガスの製造に必要な高度の機械工学	甲種化学試験 合格	①
乙種化学	① 高圧ガス保安法に係る法令 ② 高圧ガスの製造に必要な化学に関する通常の高圧ガス保安管理技術 ③ 高圧ガスの製造に必要な通常の高圧ガス応用化学	甲種機械試験 合格	①
		乙種機械試験 合格	①
乙種機械	① 高圧ガス保安法に係る法令 ② 高圧ガスの製造に必要な機械に関する通常の高圧ガス保安管理技術 ③ 高圧ガスの製造に必要な通常の高圧ガス機械工学	甲種化学試験 合格	①
		乙種化学試験 合格	①
第一種 販売	① 高圧ガス保安法に係る法令 ② 高圧ガスの販売に必要な通常の高圧ガス保安管理技術	丙種化学（特 別試験科目） 試験合格	①
第二種 販売	① 高圧ガス保安法に係る法令 ② 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る法令 ③ 液化石油ガスの販売に必要な通常の高圧ガス保安管理の技術	丙種化学（特 別試験科目） 試験合格	①
		液化石油ガス 設備士免状の 保有	②

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ－２－８ 日本弁理士会が実施する免除の仕組みがあるものの手数料等の割引がない講習

(実務修習の免除)

免除要件	免除課程
<p>弁理士試験に合格した者であって、当該者が所属する法人の特許及び実用新案、意匠又は商標のいずれかに関する出願書類（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）第3条第3項の規定により出願書類とみなされるものを含む。）の作成の事務（弁理士法（平成12年法律第49号）第75条の規定に違反しないで行われるものに限る。）に専ら3年以上従事した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許及び実用新案に関する理論及び実務 ・ 意匠に関する理論及び実務 ・ 商標に関する理論及び実務 <p>上記のうち、従事していた事務に対応するいずれか一つの課程</p>
<p>弁理士試験に合格した者であって、当該者が所属する法人の特許及び実用新案、意匠又は商標のいずれかに関する出願書類（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第3条第3項の規定により出願書類とみなされるものを含む。）の作成の事務（弁理士法第75条の規定に違反しないで行われるものに限る。）に係る補助業務に専ら5年以上従事した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許及び実用新案に関する理論及び実務 ・ 意匠に関する理論及び実務 ・ 商標に関する理論及び実務 <p>上記のうち、従事していた事務に対応するいずれか一つの課程</p>
<p>弁理士試験に合格した者であって、特許庁において審判又は審査の事務に従事した期間が通算して5年以上になる者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許及び実用新案に関する理論及び実務 ・ 意匠に関する理論及び実務 ・ 商標に関する理論及び実務 <p>上記のうち、従事していた事務に対応するいずれか一つの課程</p>
<p>弁護士となる資格を有する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許及び実用新案に関する理論及び実務 ・ 意匠に関する理論及び実務 ・ 商標に関する理論及び実務 ・ 工業所有権に関する条約その他の弁理士の業務に関する理論及び実務
<p>特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して7年以上になる者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許及び実用新案に関する理論及び実務 ・ 意匠に関する理論及び実務 ・ 商標に関する理論及び実務 <p>上記のうち、従事していた事務に対応するいずれか一つの課程</p>

(注) 当省の調査結果による。

別表1 算定根拠を公表していないもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
高圧ガス保安協会	製造保安責任者試験の実施に関する事務(大臣試験)
日本電気計器検定所	製造事業者に係る型式承認の更新
	輸入事業者に係る型式承認の更新
	外国製造事業者に係る型式承認の更新
軽自動車検査協会	新規検査
	継続検査
	構造等変更検査
	自動車検査証返納証明書の交付
	輸出予定届出証明書の交付
	自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章の再交付
	予備検査
	自動車予備検査証の再交付
	限定自動車検査証の再交付
	軽自動車検査ファイル記録事項証明書の交付
日本小型船舶検査機構	定期検査
	中間検査
	臨時検査
	臨時航行検査
	製造検査
	予備検査
	船舶検査証書の書換え
	船舶検査証書又は臨時変更証の再交付
	船舶検査済票の再交付
	臨時航行許可証の再交付
	予備検査合格証明書の交付
	製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書の再交付
	船舶検査手帳の再交付
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る船舶検査証書及び船舶検査済票の交付
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る臨時航行許可証の交付
	準備検査
	検定
	原動機に係る放出量確認
	放出量確認に相当する確認
	国際大気汚染防止原動機証書の再交付
	国際大気汚染防止原動機証書の書換え
	新規登録
	変更登録
	移転登録
	抹消登録
	登録事項証明書等の交付
	標準適合検査事務
船舶番号用県名ステッカー提供事務	
船舶情報提供事務	
日本公認会計士協会	特定社員の登録に関する事務
	会計士補の登録に関する事務
日本司法書士会連合会	司法書士の登録に関する事務
	司法書士法人の届出に関する事務
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士の登録に関する事務
	土地家屋調査士法人の届出に関する事務

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士の登録に関する事務
	社会保険労務士法人の登載に関する事務
	社会保険労務士試験
	紛争解決手続代理業務試験
日本弁理士会	特許業務法人の届出に関する事務
自動車安全運転センター	少年交通安全研修業務
社会保険診療報酬支払基金	特定健康診査等決済代行業務
	被扶養者情報通知経由事業
日本貸金業協会	貸金業務取扱主任者資格試験
	貸金業務取扱主任者の登録に関する事務
12法人	59件

(注) 平成25年11月に算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額をインターネットで公表したものを除く。

別表2 算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額のうち公表していない事項があるもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
日本消防検定協会	検定対象機械器具等の型式承認試験
	検定対象機械器具等の型式適合検定
	特殊消防設備等の性能評価
危険物保安技術協会	特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設計審査
	特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前審査
	特定屋外タンク貯蔵所の定期保安審査
	特定屋外タンク貯蔵所の臨時保安審査
高圧ガス保安協会	保安係員講習
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習
	業務主任者講習
	充填作業講習
	液化石油ガス設備士の講習
	高圧ガス製造保安主任者講習
	高圧ガス製造保安企画推進員講習
	高圧ガス移動監視者講習
	特定高圧ガス取扱主任者講習
	液化石油ガス移動監視者講習
	特定液化石油ガス取扱主任者講習
	業務主任者の代理者講習
	保安業務員講習
	調査員講習
	充填作業再講習
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習
	完成検査(高圧ガス製造施設等の新設工事)
	完成検査(高圧ガス製造施設等の特定変更工事)
	輸入検査
	保安検査(特定施設)
	容器検査
	容器再検査
	附属品検査
	附属品再検査
	試験(登録容器等製造業者)
	試験(外国登録容器等製造業者)
	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更
	特定設備検査
	輸入特定設備検査
	外国特定設備検査
	特定設備検査合格証の再交付
	完成検査(液化石油ガス貯蔵施設等)
	完成検査(液化石油ガス充填設備)
	保安検査(液化石油ガス充填設備)
第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)	
第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)	
第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)	
第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)	
機器の冷媒設備に係る容器に関する機械試験と同等以上の試験	
機器の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験	
機器の材料及び構造に関する耐圧試験と同等以上の試験	
認定完成検査実施者の認定の申請に係る調査	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
	認定完成検査実施者の認定の更新に係る調査
	認定保安検査実施者の認定の申請に係る調査
	認定保安検査実施者の認定の更新に係る調査
	登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査
	登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	特定設備基準適合証の交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の再交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の交付(外国登録特定設備製造業者)
	指定設備の認定
	指定設備認定証の再交付
	認定指定設備の移設等に係る調査(高圧ガス製造施設)
	認定指定設備の移設等に係る調査(特定製造事業所)
	認定指定設備の移設等に係る調査(冷凍設備)
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習修了証の再交付
	高圧ガス移動監視者講習又は液化石油ガス移動監視者講習修了証の再交付
	特定高圧ガス取扱主任者講習又は特定液化石油ガス取扱主任者講習修了証の再交付
	業務主任者の代理者講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習修了証の再交付
	保安業務員講習修了証の再交付
	調査員講習修了証の再交付
	充填作業講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習修了証又は筆記試験合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書の交付
	耐圧及び気密試験証明書の交付
	機器試験合格証明書の交付
	機器材料試験等合格証明書の交付
	機器耐圧試験等合格証明書の交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の副本の交付
日本電気計器検定所	検定
	変成器付電気計器検査
	届出製造事業者の指定の申請に係る検査
	製造事業者に係る型式の承認
	輸入事業者に係る型式の承認
	外国製造事業者に係る型式の承認
	基準器検査
	特定標準器による校正等
日本公認会計士協会	実務補習修了考査
全国社会保険労務士会連合会	特別研修
	紛争解決手続代理業務の付記に関する事務
日本商工会議所	特定原産地証明書の発給に関する事務

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
自動車安全運転センター	安全運転研修業務
	運転経歴証明業務
	交通事故証明業務
社会保険診療報酬支払基金	療養の給付等に係る審査・支払業務
国民年金基金連合会	確定拠出年金個人型年金管理運営事業
日本証券業協会	外務員の登録に関する事務
11法人	103件

(注) 平成25年10月に算定根拠の要素、要素の内訳及び内訳ごとの積算額をインターネットで公表したものを除く。

別表3 積立金等への積立額を算定根拠に計上しているもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士試験
	紛争解決手続代理業務試験
社会保険診療報酬支払基金	療養の給付等に係る審査・支払業務
2法人	3件

別表4 事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにしていないもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
日本消防検定協会	検定対象機械器具等の型式承認試験
	検定対象機械器具等の型式適合検定
	特殊消防設備等の性能評価
危険物保安技術協会	特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設計審査
	特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前審査
	特定屋外タンク貯蔵所の定期保安審査
	特定屋外タンク貯蔵所の臨時保安審査
高圧ガス保安協会	保安係員講習
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習
	業務主任者講習
	充填作業講習
	液化石油ガス設備士の講習
	高圧ガス製造保安主任者講習
	高圧ガス製造保安企画推進員講習
	高圧ガス移動監視者講習
	特定高圧ガス取扱主任者講習
	液化石油ガス移動監視者講習
	特定液化石油ガス取扱主任者講習
	業務主任者の代理者講習
	保安業務員講習
	調査員講習
	充填作業再講習
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習
	完成検査(高圧ガス製造施設等の新設工事)
	完成検査(高圧ガス製造施設等の特定変更工事)
	輸入検査
	保安検査(特定施設)
	容器検査
	容器再検査
	附属品検査
	附属品再検査
	試験(登録容器等製造業者)
	試験(外国登録容器等製造業者)
	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更
	特定設備検査
	輸入特定設備検査
	外国特定設備検査
	特定設備検査合格証の再交付
	完成検査(液化石油ガス貯蔵施設等)
	完成検査(液化石油ガス充填設備)
	保安検査(液化石油ガス充填設備)
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)
	機器の冷媒設備に係る容器に関する機械試験と同等以上の試験
	機器の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験
機器の材料及び構造に関する耐圧試験と同等以上の試験	
認定完成検査実施者の認定の申請に係る調査	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
	認定完成検査実施者の認定の更新に係る調査
	認定保安検査実施者の認定の申請に係る調査
	認定保安検査実施者の認定の更新に係る調査
	登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査
	登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	特定設備基準適合証の交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の再交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の交付(外国登録特定設備製造業者)
	指定設備の認定
	指定設備認定証の再交付
	認定指定設備の移設等に係る調査(高圧ガス製造施設)
	認定指定設備の移設等に係る調査(特定製造事業所)
	認定指定設備の移設等に係る調査(冷凍設備)
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習
	製造保安責任者試験の実施に関する事務(大臣試験)
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習修了証の再交付
	高圧ガス移動監視者講習又は液化石油ガス移動監視者講習修了証の再交付
	特定高圧ガス取扱主任者講習又は特定液化石油ガス取扱主任者講習修了証の再交付
	業務主任者の代理者講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習修了証の再交付
	保安業務員講習修了証の再交付
	調査員講習修了証の再交付
	充填作業講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習修了証又は筆記試験合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書の交付
	耐圧及び気密試験証明書の交付
	機器試験合格証明書の交付
	機器材料試験等合格証明書の交付
	機器耐圧試験等合格証明書の交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の再交付
耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の副本の交付	
日本電気計器検定所	検定
	変成器付電気計器検査
	届出製造事業者の指定の申請に係る検査
	製造事業者に係る型式の承認
	製造事業者に係る型式承認の更新
	輸入事業者に係る型式の承認
	輸入事業者に係る型式承認の更新
	外国製造事業者に係る型式の承認
	外国製造事業者に係る型式承認の更新
	基準器検査
	特定標準器による校正等

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
軽自動車検査協会	新規検査
	継続検査
	構造等変更検査
	自動車検査証返納証明書の交付
	輸出予定届出証明書の交付
	自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章の再交付
	予備検査
	自動車予備検査証の再交付
	限定自動車検査証の再交付
	軽自動車検査ファイル記録事項証明書の交付
日本小型船舶検査機構	定期検査
	中間検査
	臨時検査
	臨時航行検査
	製造検査
	予備検査
	船舶検査証書の書換え
	船舶検査証書又は臨時変更証の再交付
	船舶検査済票の再交付
	臨時航行許可証の再交付
	予備検査合格証明書の交付
	製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書の再交付
	船舶検査手帳の再交付
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る船舶検査証書及び船舶検査済票の交付
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る臨時航行許可証の交付
	準備検査
	検定
	原動機に係る放出量確認
	放出量確認に相当する確認
	国際大気汚染防止原動機証書の再交付
	国際大気汚染防止原動機証書の書換え
	新規登録
	変更登録
	移転登録
	抹消登録
	登録事項証明書等の交付
標準適合検査事務	
船舶番号用県名ステッカー提供事務	
船舶情報提供事務	
日本行政書士会連合会	行政書士の登録に関する事務
	行政書士法人の届出に関する事務
日本司法書士会連合会	司法書士の登録に関する事務
	司法書士法人の届出に関する事務
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士の登録に関する事務
	土地家屋調査士法人の届出に関する事務
全国社会保険労務士会連合会	特別研修
	社会保険労務士の登録に関する事務
	社会保険労務士法人の登載に関する事務
	紛争解決手続代理業務の付記に関する事務
日本弁理士会	特許業務法人の届出に関する事務

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
自動車安全運転センター	安全運転研修業務
	少年交通安全研修業務
	運転経歴証明業務
	交通事故証明業務
社会保険診療報酬支払基金	療養の給付等に係る審査・支払業務
13法人	152件

- (注) 1 過去5年間(平成19年度以降)において手数料等を徴収した実績がないものを除く。
2 平成25年10月又は11月に、事務・事業ごとの収支の対応関係をインターネットで公表したものを除く。

別表5 事務・事業ごとに収支の対応関係を明らかにして公表しているもののうち、公表内容が最新の情報でないもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
日本弁理士会	弁理士の登録に関する事務
	特定侵害訴訟代理業務の付記に関する事務
	特定侵害訴訟代理業務研修
	実務修習
1法人	4件

別表6 算定根拠を定期的に見直すこととしていないもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
日本消防検定協会	検定対象機械器具等の型式承認試験
	検定対象機械器具等の型式適合検定
	特殊消防設備等の性能評価
高圧ガス保安協会	保安係員講習
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習
	業務主任者講習
	充填作業講習
	液化石油ガス設備士の講習
	高圧ガス製造保安主任者講習
	高圧ガス製造保安企画推進員講習
	高圧ガス移動監視者講習
	特定高圧ガス取扱主任者講習
	液化石油ガス移動監視者講習
	特定液化石油ガス取扱主任者講習
	業務主任者の代理者講習
	保安業務員講習
	調査員講習
	充填作業再講習
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習
	完成検査(高圧ガス製造施設等の新設工事)
	完成検査(高圧ガス製造施設等の特定変更工事)
	輸入検査
	保安検査(特定施設)
	容器検査
	容器再検査
	附属品検査
	附属品再検査
	試験(登録容器等製造業者)
	試験(外国登録容器等製造業者)
	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更
	特定設備検査
	輸入特定設備検査
	外国特定設備検査
	特定設備検査合格証の再交付
	完成検査(液化石油ガス貯蔵施設等)
	完成検査(液化石油ガス充填設備)
	保安検査(液化石油ガス充填設備)
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)
	機器の冷媒設備に係る容器に関する機械試験と同等以上の試験
	機器の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験
	機器の材料及び構造に関する耐圧試験と同等以上の試験
認定完成検査実施者の認定の申請に係る調査	
認定完成検査実施者の認定の更新に係る調査	
認定保安検査実施者の認定の申請に係る調査	
認定保安検査実施者の認定の更新に係る調査	
登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
	登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	特定設備基準適合証の交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の再交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の交付(外国登録特定設備製造業者)
	指定設備の認定
	指定設備認定証の再交付
	認定指定設備の移設等に係る調査(高圧ガス製造施設)
	認定指定設備の移設等に係る調査(特定製造事業所)
	認定指定設備の移設等に係る調査(冷凍設備)
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習
	製造保安責任者試験の実施に関する事務(大臣試験)
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習修了証の再交付
	高圧ガス移動監視者講習又は液化石油ガス移動監視者講習修了証の再交付
	特定高圧ガス取扱主任者講習又は特定液化石油ガス取扱主任者講習修了証の再交付
	業務主任者の代理者講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習修了証の再交付
	保安業務員講習修了証の再交付
	調査員講習修了証の再交付
	充填作業講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習修了証又は筆記試験合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書の交付
	耐圧及び気密試験証明書の交付
	機器試験合格証明書の交付
	機器材料試験合格証明書の交付
	機器耐圧試験合格証明書の交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験合格証明書又は機器耐圧試験合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験合格証明書又は機器耐圧試験合格証明書の副本の交付
日本電気計器検定所	検定
	変成器付電気計器検査
	届出製造事業者の指定の申請に係る検査
	製造事業者に係る型式の承認
	製造事業者に係る型式承認の更新
	輸入事業者に係る型式の承認
	輸入事業者に係る型式承認の更新
	外国製造事業者に係る型式の承認
	外国製造事業者に係る型式承認の更新
	基準器検査
	特定標準器による校正等
軽自動車検査協会	新規検査
	継続検査
	構造等変更検査
	自動車検査証返納証明書の交付

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
	輸出予定届出証明書の交付
	自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章の再交付
	予備検査
	自動車予備検査証の再交付
	限定自動車検査証の再交付
	軽自動車検査ファイル記録事項証明書の交付
日本小型船舶検査機構	定期検査
	中間検査
	臨時検査
	臨時航行検査
	製造検査
	予備検査
	船舶検査証書の書換え
	船舶検査証書又は臨時変更証の再交付
	船舶検査済票の再交付
	臨時航行許可証の再交付
	予備検査合格証明書の交付
	製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書の再交付
	船舶検査手帳の再交付
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る船舶検査証書及び船舶検査済票の交付
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る臨時航行許可証の交付
	準備検査
	検定
	原動機に係る放出量確認
	放出量確認に相当する確認
	国際大気汚染防止原動機証書の再交付
	国際大気汚染防止原動機証書の書換え
	新規登録
	変更登録
	移転登録
抹消登録	
登録事項証明書等の交付	
標準適合検査事務	
船舶番号用県名ステッカー提供事務	
船舶情報提供事務	
日本公認会計士協会	実務補習修了の審査
	特定社員の登録に関する事務
	会計士補の登録に関する事務
日本行政書士会連合会	行政書士の登録に関する事務
	行政書士法人の届出に関する事務
日本司法書士会連合会	司法書士の登録に関する事務
	司法書士法人の届出に関する事務
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士の登録に関する事務
	土地家屋調査士法人の届出に関する事務
全国社会保険労務士会連合会	特別研修
	社会保険労務士の登録に関する事務
	社会保険労務士法人の登載に関する事務
	紛争解決手続代理業務の付記に関する事務
	社会保険労務士試験
紛争解決手続代理業務試験	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
日本弁理士会	弁理士の登録に関する事務
	特定侵害訴訟代理業務の付記に関する事務
	特許業務法人の届出に関する事務
	実務修習
日本商工会議所	特定原産地証明書の発給に関する事務
自動車安全運転センター	安全運転研修業務
	少年交通安全研修業務
	運転経歴証明業務
	交通事故証明業務
日本証券業協会	外務員の登録に関する事務
日本商品先物取引協会	外務員の登録に関する事務
15法人	158件

(注) 平成25年度(11月まで)に、算定根拠を定期的に見直すための仕組みを整備したものを除く。

別表7 5年以内に算定根拠の見直しを行っていないもの及び見直しの具体的な内容が確認できないもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
日本消防検定協会	検定対象機械器具等の型式承認試験
	検定対象機械器具等の型式適合検定
	特殊消防設備等の性能評価
高圧ガス保安協会	保安係員講習
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習
	業務主任者講習
	充填作業講習
	液化石油ガス設備士の講習
	高圧ガス製造保安主任者講習
	高圧ガス製造保安企画推進員講習
	高圧ガス移動監視者講習
	特定高圧ガス取扱主任者講習
	液化石油ガス移動監視者講習
	特定液化石油ガス取扱主任者講習
	業務主任者の代理者講習
	保安業務員講習
	調査員講習
	充填作業再講習
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習
	完成検査(高圧ガス製造施設等の新設工事)
	完成検査(高圧ガス製造施設等の特定変更工事)
	輸入検査
	保安検査(特定施設)
	容器検査
	容器再検査
	附属品検査
	附属品再検査
	試験(登録容器等製造業者)
	試験(外国登録容器等製造業者)
	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更
	特定設備検査
	輸入特定設備検査
	外国特定設備検査
	特定設備検査合格証の再交付
	完成検査(液化石油ガス貯蔵施設等)
	完成検査(液化石油ガス充填設備)
	保安検査(液化石油ガス充填設備)
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)
	機器の冷媒設備に係る容器に関する機械試験と同等以上の試験
	機器の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験
	機器の材料及び構造に関する耐圧試験と同等以上の試験
認定完成検査実施者の認定の申請に係る調査	
認定完成検査実施者の認定の更新に係る調査	
認定保安検査実施者の認定の申請に係る調査	
認定保安検査実施者の認定の更新に係る調査	
登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
	登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	特定設備基準適合証の交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の再交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の交付(外国登録特定設備製造業者)
	指定設備の認定
	指定設備認定証の再交付
	認定指定設備の移設等に係る調査(高圧ガス製造施設)
	認定指定設備の移設等に係る調査(特定製造事業所)
	認定指定設備の移設等に係る調査(冷凍設備)
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習
	製造保安責任者試験の実施に関する事務(大臣試験)
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習修了証の再交付
	高圧ガス移動監視者講習又は液化石油ガス移動監視者講習修了証の再交付
	特定高圧ガス取扱主任者講習又は特定液化石油ガス取扱主任者講習修了証の再交付
	業務主任者の代理者講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習修了証の再交付
	保安業務員講習修了証の再交付
	調査員講習修了証の再交付
	充填作業講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習修了証又は筆記試験合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書の交付
	耐圧及び気密試験証明書の交付
	機器試験合格証明書の交付
	機器材料試験等合格証明書の交付
	機器耐圧試験等合格証明書の交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の副本の交付
日本電気計器検定所	届出製造事業者の指定の申請に係る検査
	製造事業者に係る型式承認の更新
	輸入事業者に係る型式承認の更新
	外国製造事業者に係る型式承認の更新
	特定標準器による校正等
軽自動車検査協会	新規検査
	継続検査
	構造等変更検査
	自動車検査証返納証明書の交付
	輸出予定届出証明書の交付
	自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章の再交付
	予備検査
	自動車予備検査証の再交付
	限定自動車検査証の再交付
	軽自動車検査ファイル記録事項証明書の交付

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
日本小型船舶検査機構	定期検査
	中間検査
	臨時検査
	臨時航行検査
	製造検査
	予備検査
	船舶検査証書の書換え
	船舶検査証書又は臨時変更証の再交付
	船舶検査済票の再交付
	臨時航行許可証の再交付
	予備検査合格証明書の交付
	製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書の再交付
	船舶検査手帳の再交付
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る船舶検査証書及び船舶検査済票の交付
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る臨時航行許可証の交付
	準備検査
	検定
	原動機に係る放出量確認
	放出量確認に相当する確認
	国際大気汚染防止原動機証書の再交付
	国際大気汚染防止原動機証書の書換え
	新規登録
	変更登録
	移転登録
抹消登録	
登録事項証明書等の交付	
標準適合検査事務	
船舶番号用県名ステッカー提供事務	
船舶情報提供事務	
日本司法書士会連合会	司法書士の登録に関する事務
	司法書士法人の届出に関する事務
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士の登録に関する事務
	土地家屋調査士法人の届出に関する事務
全国社会保険労務士会連合会	特別研修
	社会保険労務士の登録に関する事務
	社会保険労務士法人の登載に関する事務
	紛争解決手続代理業務の付記に関する事務
	社会保険労務士試験
	紛争解決手続代理業務試験
日本商工会議所	特定原産地証明書の発給に関する事務
自動車安全運転センター	安全運転研修業務
	少年交通安全研修業務
日本証券業協会	外務員の登録に関する事務
11法人	140件

(注) 平成24年度又は25年度(11月まで)に、算定根拠の見直しを行ったものを除く。

別表8 現行手数料等の額の具体的な積算が不明となっているもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
日本消防検定協会	検定対象機械器具等の型式承認試験
	検定対象機械器具等の型式適合検定
	特殊消防設備等の性能評価
高圧ガス保安協会	保安係員講習
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習
	業務主任者講習
	充填作業講習
	液化石油ガス設備士の講習
	高圧ガス製造保安主任者講習
	高圧ガス製造保安企画推進員講習
	高圧ガス移動監視者講習
	特定高圧ガス取扱主任者講習
	液化石油ガス移動監視者講習
	特定液化石油ガス取扱主任者講習
	業務主任者の代理者講習
	保安業務員講習
	調査員講習
	充填作業再講習
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習
	完成検査(高圧ガス製造施設等の新設工事)
	完成検査(高圧ガス製造施設等の特定変更工事)
	輸入検査
	保安検査(特定施設)
	容器検査
	容器再検査
	附属品検査
	附属品再検査
	試験(登録容器等製造業者)
	試験(外国登録容器等製造業者)
	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更
	特定設備検査
	輸入特定設備検査
	外国特定設備検査
	特定設備検査合格証の再交付
	完成検査(液化石油ガス貯蔵施設等)
	完成検査(液化石油ガス充填設備)
	保安検査(液化石油ガス充填設備)
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)
	第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(定置式製造設備)
	第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験(移動式製造設備)
	機器の冷媒設備に係る容器に関する機械試験と同等以上の試験
	機器の冷媒設備に関する耐圧試験と同等以上の試験
	機器の材料及び構造に関する耐圧試験と同等以上の試験
認定完成検査実施者の認定の申請に係る調査	
認定完成検査実施者の認定の更新に係る調査	
認定保安検査実施者の認定の申請に係る調査	
認定保安検査実施者の認定の更新に係る調査	
登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査	

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
	登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の申請に係る調査
	外国登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査
	特定設備基準適合証の交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の再交付(登録特定設備製造業者)
	特定設備基準適合証の交付(外国登録特定設備製造業者)
	指定設備の認定
	指定設備認定証の再交付
	認定指定設備の移設等に係る調査(高圧ガス製造施設)
	認定指定設備の移設等に係る調査(特定製造事業所)
	認定指定設備の移設等に係る調査(冷凍設備)
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習
	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習修了証の再交付
	高圧ガス移動監視者講習又は液化石油ガス移動監視者講習修了証の再交付
	特定高圧ガス取扱主任者講習又は特定液化石油ガス取扱主任者講習修了証の再交付
	業務主任者の代理者講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士に係る同等認定講習修了証の再交付
	保安業務員講習修了証の再交付
	調査員講習修了証の再交付
	充填作業講習修了証の再交付
	液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習修了証又は筆記試験合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書の交付
	耐圧及び気密試験証明書の交付
	機器試験合格証明書の交付
	機器材料試験等合格証明書の交付
	機器耐圧試験等合格証明書の交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の再交付
	耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験等合格証明書又は機器耐圧試験等合格証明書の副本の交付
日本小型船舶検査機構	定期検査
	中間検査
	臨時検査
	臨時航行検査
	製造検査
	予備検査
	船舶検査証書の書換え
	船舶検査証書又は臨時変更証の再交付
	船舶検査済票の再交付
	臨時航行許可証の再交付
	予備検査合格証明書の交付
	製造検査合格証明書又は予備検査合格証明書の再交付
	船舶検査手帳の再交付
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る船舶検査証書及び船舶検査済票の交付
	船舶安全法第8条の小型船舶に係る臨時航行許可証の交付
	準備検査

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
	検定 原動機に係る放出量確認 放出量確認に相当する確認 国際大気汚染防止原動機証書の再交付 国際大気汚染防止原動機証書の書換え 新規登録 変更登録 移転登録 抹消登録 登録事項証明書等の交付 標準適合検査事務 船舶番号用県名ステッカー提供事務 船舶情報提供事務
日本司法書士会連合会	司法書士の登録に関する事務 司法書士法人の届出に関する事務
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士の登録に関する事務 土地家屋調査士法人の届出に関する事務
5法人	114件

別表9 試験又は講習の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、手数料等を割引していないもの

法人名	手数料等を徴収している事務・事業
高圧ガス保安協会	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習
	製造保安責任者試験の実施に関する事務(大臣試験)
日本弁理士会	実務修習
2法人	3件

(注) 所管府省が、「実績を基に検討した結果、事務手続等の増加等により、試験科目免除者にかかる経費が、全科目受験者より多くなっている」としているものを除く。

イ 特別民間法人等が保有する資産からみた手数料等の適正化

特別民間法人等は、特別の法律に基づき、検査等や資格に係る登録、試験など行政の機能を代行したり補完したりする側面や公共的・公益的な性格を有する事務・事業を受益者（国民）の負担による手数料等により実施している場合、当該手数料等は、法人の資産形成の源泉の一つとなっていると考えられる。

今般、手数料等の額に関し国の関与がより強く働いている事務・事業を実施している 20 法人について、保有する純資産（正味財産額）及び引当金、積立金等の内部留保並びにその源泉となっている手数料等の見直しの状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

(7) 純資産（正味財産額）及びその源泉となっている手数料等の見直しの状況

特別民間法人等 49 法人における純資産（正味財産）の状況をみると、10 億円未満が 16 法人と全体の 3 割強（32.7%）を占め、100 億円未満が 33 法人と全体の 7 割弱（67.3%）を占めている一方で、100 億円以上の法人が 16 法人（32.7%）あった。（図表 I-1-3 参照）

これら 16 法人のうち、手数料等の額に関し国の関与がより強く働いている事務・事業を実施しているものは、7 法人（日本電気計器検定所、軽自動車検査協会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、日本証券業協会）である。このうち、主な収入が構成員からの会費である法人以外で、土地、建物等の固定資産や事務・事業実施に不可欠な基金を除いてもなお 100 億円以上となるものが 3 法人（日本電気計器検定所、軽自動車検査協会、社会保険診療報酬支払基金）あった。

これら 3 法人については、少なくとも過去 5 年以内に手数料等の見直しが行われており、2 法人（日本電気計器検定所、社会保険診療報酬支払基金）では、一部の手数料等の引下げを行っているものの、他の 1 法人（軽自動車検査協会）では、手数料等の引下げを行っていない。

(4) 引当金、積立金等の内部留保及びその源泉となっている手数料等の見直しの状況

前述のとおり、見直しが必要と考えられる引当金、積立金等の内部留保が 5 法人 7 種類あり（項目 II 2 (1)ウ及び図表 II-2-9 参照）、これらについて、その源泉となっている手数料等の見直しの状況をみると、次のような状況であった。

① 目的積立金

- i) 日本電気計器検定所の設備等整備積立金及び開発研究積立金の源泉となっている手数料等は 11 件あり、このうち 2 件については、平成 23 年度を起点として過去 5 年以内に直近の見直しが行われ、手数料等の額が引き下げられているが、他の 9 件については、平成 23 年度を起点として過去 5 年以内に直近の見直しが行われているものの、手数料等の額は据置きとなっているものが 4 件、過去 10 年以内に直近の見直しが行わ

れているものの、手数料等の額は据置きとなっているものが1件、過去10年以内に見直しが行われていないものが4件であった。

なお、当該法人には、上記のほか、最終的な剰余金が積み立てられる別途積立金がある。当該積立金は、手数料の引下げの影響等から、平成20年度以降減少してきているものの、23年度末残高が同年度末総資産額230億円の約4割である99億円となっている。

- ii) 危険物保安技術協会の損失補填準備積立金及び施設整備等積立金の源泉となっている手数料等4件は、いずれも定期的な見直しが行われており、平成23年度を起点として過去3年以内に直近の見直しが行われているものの、いずれの手数料等もその額は据置きとなっている。
- iii) 自動車安全運転センターの経営基盤安定化積立金の源泉となっている手数料等は4件あり、そのうち2件については、平成23年度を起点として過去3年以内に直近の見直しが行われており、その額は引き下げられている。また、2件については、平成23年度を起点として過去10年以内にその一部について見直しが行われていない。
- iv) 軽自動車検査協会の施設整備積立金の源泉となっている手数料等は10件あり、国土交通省は、いずれについても平成23年度を起点として過去5年以内に直近の見直しを行ったとしているものの、いずれの手数料等もその額は据置きとなっている。

② 貸借対照表の資本の部に計上された当期利益等の剰余を積み立てている引当金、積立金等

- i) 高圧ガス保安協会の一般勘定、特別勘定1及び特別勘定2にそれぞれ置かれている積立金の源泉となっている手数料等は79件あり、そのうち14件について、経済産業省は、平成23年度を起点として過去10年以内に直近の見直しを行ったとしており、手数料等の額が引き下げられている。一方、他の65件は、平成23年度を起点として過去10年以内に直近の見直しを行ったとしているものの、手数料等の額は据置きとなっているものが1件、過去10年以内に見直しが行われていないものが64件であった。

これらの内部留保が手数料等により積み上がってきたものであることに鑑みれば、区分経理又はこれに準じた管理が行われ、こうした資産と手数料等の対応関係について明らかにされている必要がある（項目Ⅱ2(2)ア参照）。

また、特別民間法人等の純資産（正味財産額）や引当金、積立金等の内部留保について上記のような状況がみられる要因としては、例えば、主な資金源泉である手数料等の額の算定において、i) 費用の積算が過大であった、ii) 検査・検定のニーズなどが予想以上に多く、これに伴い収入が予想以上に多かったといったことが考えられ、手数料等の額の適正性を確保するためには、こうした要因を検証し、その結果を今後の手数料等の額に反映させていくことが有益である。

【所見】

したがって、所管府省は、特別民間法人等の手数料等の適正化を図る観点から、特別民間法人等に対して、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 日本電気計器検定所、軽自動車検査協会及び社会保険診療報酬支払基金については、各法人が保有する純資産が蓄積されてきた経緯を踏まえて、各法人の健全な運営に必要な資産規模を検討し、余剰が生じる場合には、当該余剰の金額の取崩しに係る計画を策定するとともに、それを踏まえた手数料等の額の引下げを検討すること。（経済産業省、国土交通省、厚生労働省）
- ② 日本電気計器検定所の設備等整備積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。（経済産業省）
- ③ 日本電気計器検定所の開発研究積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。（経済産業省）
- ④ 危険物保安技術協会の損失補填準備積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。（総務省）
- ⑤ 危険物保安技術協会の施設整備等積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。（総務省）
- ⑥ 自動車安全運転センターの経営基盤安定化積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。（警察庁）
- ⑦ 軽自動車検査協会の施設整備積立金については、前述の項目Ⅱ 2 (1)の所見に沿った措置を講ずるとともに、その措置に照らした積立額の状況に応じて当該積立金の源泉となっている手数料等の額の引下げ等の見直しを行うこと。（国土交通省）
- ⑧ 高圧ガス保安協会の積立金（一般勘定、特別勘定1、特別勘定2）については、利益の留保が過大とならないよう、必要に応じて手数料額の引下げを含む見直しを行うなど適切性を確保するための措置を講ずること。（再掲）（経済産業省）

図表Ⅱ－２－９ 見直しが必要な引当金、積立金等の内部留保及びその源泉となっている手数料等の見直しの状況

引当金・積立金等の性質	法人名	引当金・積立金等		手数料等を徴収している事務・事業	見直し	引下げ
目的積立金	日本電気計器検定所	設備等整備積立金		検定	4～5年	○
		説明	平成23年度末残高が積立目標額の半分以下(15億円)で、取崩し実績もなし。	変成器付電気計器検査	5年	○
				届出製造事業者の指定申請に係る検査	11年以上	—
				製造事業者に係る型式の承認		—
				輸入事業者に係る型式の承認	4～5年	—
				外国製造事業者に係る型式の承認		—
				製造事業者に係る型式承認の更新		—
		開発研究積立金		輸入事業者に係る型式承認の更新	11年以上	—
		説明	平成23年度末残高は積立目標額どおり10億円程度だが、取崩し実績なし。	外国製造事業者に係る型式承認の更新		—
				基準器検査	4～5年	—
				特定標準器による校正等	6～10年	—
				損失補填準備積立金		特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設計審査
		説明	平成23年度末残高が積立目標額を超える15億7,000万円(同年度末総資産額約33億4,000万円の47.1%)。取崩し実績なし。	特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前審査	3年	—
				施設整備等積立金		特定屋外タンク貯蔵所の定期保安審査
説明	平成23年度末残高が積立目標額を超える2億6,000万円。取崩し実績なし。	特定屋外タンク貯蔵所の臨時保安審査		—		
		経営基盤安定化積立金		安全運転研修業務	11年以上	—
説明	平成21年度の設置時に、積立目標額(15億円)を積み立て。平成23年度までの間に取崩し実績がなし。	少年交通安全研修業務	6～10年	—		
		運転経歴証明業務		○		
		交通事故証明業務	3年	○		
施設整備積立金		新規検査		—		
説明	過去10年間で約201億円積み立て、約112億円取り崩した結果89億5,000万円積み上げ。→平成23年度末残高110億円(同年度末総資産額680億円の16.2%)。	継続検査		—		
		構造等変更検査		—		
		自動車検査証返納証明書の交付		—		
		輸出予定届出証明書の交付	4～5年	—		
		自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章の再交付		—		
		予備検査		—		
		自動車予備検査証の再交付		—		
		限定自動車検査証の再交付		—		
		軽自動車検査ファイル記録事項証明書の交付		—		

引当金・積立金等の性質	法人名	引当金・積立金等		手数料等を徴収している事務・事業	見直し	引下げ
		積立金（一般勘定）				
貸借対照表の資本の部に計上された当期利益等の残余を積み立てている引当金、積立金等	高圧ガス保安協会	積立金（一般勘定）		保安係員講習	6～10年	○
		説明	過去10年間で11億円積み上げ。→平成23年度末残高38億円同年末（総資産額75億円の51.0%）。 取崩し実績は、過去10年間で、平成21年度の損失補填1,000万円。	製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習		○
				業務主任者講習	—	
				充填作業講習	—	
				液化石油ガス設備士講習	—	
				高圧ガス製造保安主任者講習	6～10年	○
				高圧ガス製造保安企画推進員講習		○
				高圧ガス移動監視者講習		○
				特定高圧ガス取扱主任者講習	11年以上	—
				液化石油ガス移動監視者講習		—
				特定液化石油ガス取扱主任者講習		—
				業務主任者の代理者講習		—
				保安業務員講習		—
				調査員講習		—
				充填作業再講習		—
				液化石油ガス設備士に係る同等認定講習		—
				完成検査（高圧ガス製造施設等の新設工事）		—
				完成検査（高圧ガス製造施設等の特定変更工事）		—
				輸入検査		—
		保安検査（特定施設）	—			
		積立金（特別勘定1）		容器検査	6～10年	○
		説明	平成14年度の設置から過去10年間で9,300万円積み上げ。→平成23年度末残高9,300万円（特別会計1の同年度末総資産額3億7,000万円の24.9%）。 取崩し実績は、過去10年間で、平成22年度の損失補填400万円と23年度の損失補填100万円。	容器再検査		○
				附属品検査	○	
				附属品再検査	○	
				試験（登録容器等製造業者）	11年以上	—
				試験（外国登録容器等製造業者）		—
				容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更	6～10年	○
				特定設備検査	11年以上	—
				輸入特定設備検査		—
				外国特定設備検査		—
特定設備検査合格証の再交付	—					
完成監査（液化石油ガス貯蔵施設等）	—					
完成検査（液化石油ガス充填設備）	—					
保安検査（液化石油ガス充填設備）	—					
第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験同等試験（定置式）	—					
第一種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験同等試験（移動式）	11年以上			—		
第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験同等試験（定置式）	—					
第二種製造者の製造施設の冷媒設備に関する耐圧試験同等試験（移動式）	—					
機器の冷媒設備に係る容器に関する機械試験同等試験	—					
機器の冷媒設備に関する耐圧試験同等試験	—					
機器の材料・構造に関する耐圧試験同等試験	—					

引当金・積立金等の性質	法人名	引当金・積立金等		手数料等を徴収している事務・事業	見直し	引下げ	
貸借対照表の資本の部に計上された当期利益等の残余を積み立てている引当金、積立金等				認定完成検査実施者の認定申請に係る調査	6～10年	○	
				認定完成検査実施者の認定の更新に係る調査		○	
		認定保安検査実施者の認定申請に係る調査	○				
		認定保安検査実施者の認定の更新に係る調査	○				
		積立金（特別勘定2）		説明	登録容器等製造業者の登録申請に係る調査	11年以上	—
		登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査	—				
		外国登録容器等製造業者の登録申請に係る調査	—				
		外国登録容器等製造業者の登録の更新に係る調査	—				
		登録特定設備製造業者の登録申請に係る調査	—				
		登録特定設備製造業者の登録の更新に係る調査	—				
		外国登録特定設備製造業者の登録申請に係る調査	—				
		外国登録特定設備製造業者の登録更新に係る調査	—				
		特定設備基準適合証の交付	—				
		特定設備基準適合証の交付（外国登録特定設備製造業者）	—				
		特定設備基準適合証の再交付	—				
		指定設備の認定	—				
		指定設備認定証の再交付	—				
		認定指定設備の移設等に係る調査（高圧ガス製造施設）	—				
		認定指定設備の移設等に係る調査（特定製造事業所）	—				
		認定指定設備の移設等に係る調査（冷凍設備）	—				
		液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習	—				
		製造保安責任者試験の実施に関する事務（大臣試験）	6～10年		—		
		製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目免除講習修了証の再交付	11年以上		—		
		高圧ガス移動監視者講習又は液化石油ガス移動監視者講習修了証の再交付			—		
		特定高圧ガス取扱主任者講習又は特定液化石油ガス取扱主任者講習修了証の再交付			—		
		業務主任者の代理者講習修了証の再交付			—		
		液化石油ガス設備士に係る同等認定講習修了証の再交付			—		
		保安業務員講習修了証の再交付			—		
調査員講習修了証の再交付	—						
充填作業講習修了証の再交付	—						
液化石油ガス設備士免状の交付に係る講習修了証又は筆記試験合格証明書の再交付	—						
平成14年度の設置から過去10年間で1億5,000万円積み上げ。→平成23年度末残高1億5,000万円（特別会計2の同年度末総資産額3億円の48.6%）。							
取崩し実績は、過去10年間で、平成23年度の損失補填40万円。							

引当金・積立金等の性質	法人名	引当金・積立金等	手数料等を徴収している 事務・事業	見直し	引下げ
貸借対照表の資本の部に計上された当期利益等の残余を積み立てている引当金、積立金等			耐圧試験証明書の交付	11年以上	—
			耐圧及び気密試験証明書の交付		—
			機器試験合格証明書の交付		—
			機器材料試験合格証明書の交付		—
			機器耐圧試験合格証明書の交付		—
			耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験合格証明書又は機器耐圧試験合格証明書の再交付		—
			耐圧試験証明書、耐圧及び気密試験証明書、機器試験合格証明書、機器材料試験合格証明書又は機器耐圧試験合格証明書の副本の交付		—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「見直し」欄には、直近の見直しの時期を記載しており、例えば、「3年」とは、平成23年度を起点として過去3年以内に直近の見直しが行われていることを表す。

3 「引下げ」欄の「○」は、見直しの結果、手数料等の額が引き下げられたことを、「—」は、手数料等の額が据置きであったことを表す。